

神栖市津波防災地域づくり推進計画



令和3年3月



はじめに

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、三陸沖を震源域とする巨大地震により東北地方を中心に大規模な津波が襲来し、多くの方々が犠牲となりました。

当時、本市においても、地震、津波、液状化により7,000棟を超える建物被害が発生したほか、停電や断水などライフラインが途絶した状況が続き、一時は8,000人を超える避難者が避難所で生活している大変な状態でした。

その後、本市では、東日本大震災の被害を教訓に、国や県などの関係機関の皆さまと連携し、ハード・ソフト両面から津波対策を推進してまいりました。

そのような中、2018年12月に茨城県が公表した「茨城県地震被害想定」では、「茨城県沖から房総半島沖にかけての地震」により、本市において、多数の建物被害や避難者、津波からの逃げ遅れによる犠牲者が発生するとも想定されております。

このようなことから、本市では、津波から市民の生命・財産及び産業基盤を守り、将来にわたり誰もが安心して住み続けられるまちの実現を目指し、国や県、学識経験者、コンビナート関係者、住民代表などによる「神栖市津波防災地域づくり推進協議会」を設置し、本市における今後の津波対策についての議論を重ね、「神栖市津波防災地域づくり推進計画」を策定いたしました。

本市の推進計画に示している目指すべき将来像を実現するためには、市民の皆さまが自ら行う「自助」、地域で助け合う「共助」、行政が行う「公助」がバランスよく連携できることがとても重要となります。

今後も、本市が一丸となって津波対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

2021年3月

神栖市長 石田 進

神 栖 市 津 波 防 災 地 域 づ く り 推 進 計 画

目 次

第1章	推進計画の目的と位置づけ	1
第1節	推進計画策定の背景と目的	1
第2節	推進計画区域	3
第2章	市内の現況・これまでの取組	4
第1節	神栖市の変遷	4
第2節	人口・産業	8
第3節	土地利用・交通	14
第4節	これまで実施してきた地震・津波防災施策	17
第3章	津波防災地域づくりの課題	30
第1節	津波の浸水深と想定される被害	30
第2節	津波防災地域づくり上の課題	38
第3節	地域別の課題	40
第4章	津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針	56
第1節	津波防災地域づくり推進の基本的な方針	56
第5章	土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方	58
第1節	土地利用	58
第2節	警戒避難体制の整備	61
第3節	土地利用と警戒避難体制の一体的な検討	67
第6章	津波防災地域づくりの推進のための事業・事務	68
第1節	事業・事務の整理	68
第7章	推進計画実現に向けた今後の進め方	90
第1節	今後さらに検討が必要な事項	90
第2節	推進体制	91
第3節	計画の見直しと更新	92
◆考資料	93
	神栖市津波防災地域づくり推進協議会設置規則	93
	検討体制と経緯	95

第1章 推進計画の目的と位置づけ

本章では、推進計画策定の背景と目的、計画の位置づけ、推進計画区域について示します。

第1節. 推進計画策定の背景と目的

(1) 推進計画策定の背景

本市は、北東部一帯に国内屈指の工業地帯があり、南部には波崎漁港を中心とした漁業など産業の拠点とサーフィンなどのマリンスポーツが行える海水浴場などの観光地の存在によって、活気と賑わいを作り出しています。一方で、平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災によって、鹿島臨海工業地帯や波崎漁港周辺などで津波による建造物の破損、液状化被害やライフライン被害により、産業・市民生活に甚大な被害を受けました。

この災害を受けて、津波防災及び減災の考え方の下、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを推進するため「津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)」が制定されました。

上記の法律に基づき、本市では、津波防災地域づくりを総合的に推進し、将来にわたって安全・安心に住み続けられるまちの実現に向け、「神栖市津波防災地域づくり推進計画(以下、「本計画」という。)」を策定しました。

(2) 推進計画の目的

本市では、茨城県が設定する津波浸水想定を踏まえ、様々な主体が実施するハード・ソフト対策を総合的に組み合わせ、津波防災地域づくりの推進を図ることが求められています。本計画では、避難困難地域の解消や土地利用・警戒避難体制の整備などの津波防災地域づくりを推進し達成すべき事項の実現に向けて、まち全体に展開する施策を具体化し、本市の津波防災地域づくりを着実に推進することを目的とします。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、市の上位計画であり、将来に向けて発展していくまちの実現に向けた指針を示す「第2次神栖市総合計画」、国土強靱化に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図る「神栖市国土強靱化地域計画」を基本とし、土地利用の将来像を示す「神栖市都市計画マスタープラン」、防災対策等の取組を定めた「神栖市地域防災計画」、地域防災計画内の津波対策に係るソフト施策を具体化した「神栖市津波避難計画」との整合を図り、策定しています。

その他、国・県所轄の海岸保全施設や河川管理施設等の整備計画に記載されたハード施策の内容を本計画に反映しています。

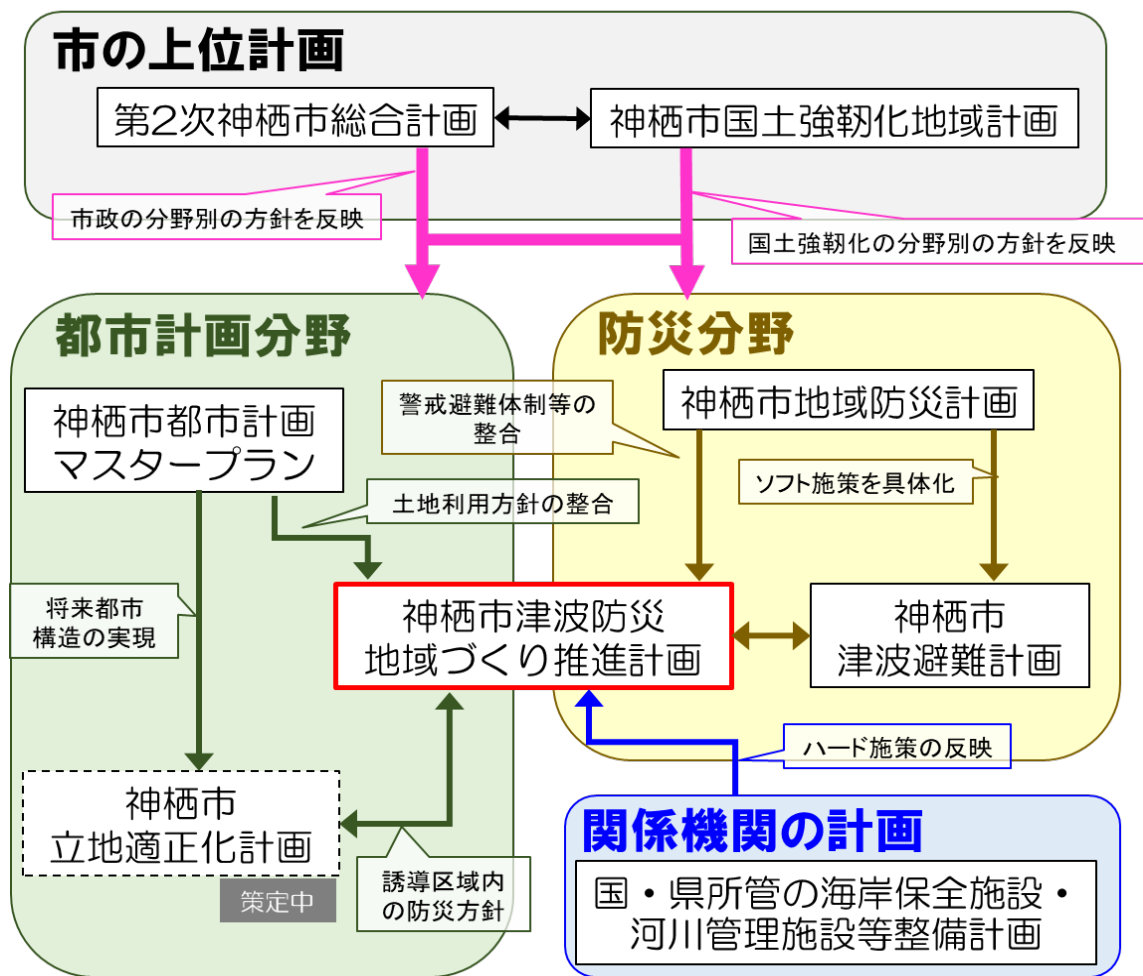


図 1-1 推進計画の位置づけ

第2節. 推進計画区域

津波防災地域づくりは、海岸保全施設や河川管理施設等の強化や津波浸水想定区域内における避難場所の整備が必要となります。また、津波浸水想定区域外においても、津波避難施設の存在や緊急輸送道路を利用した被災地への救助活動・物資輸送や防災拠点の整備などの展開を総合的に進めていくことから、本市における推進計画区域は「神栖市全域」とします。

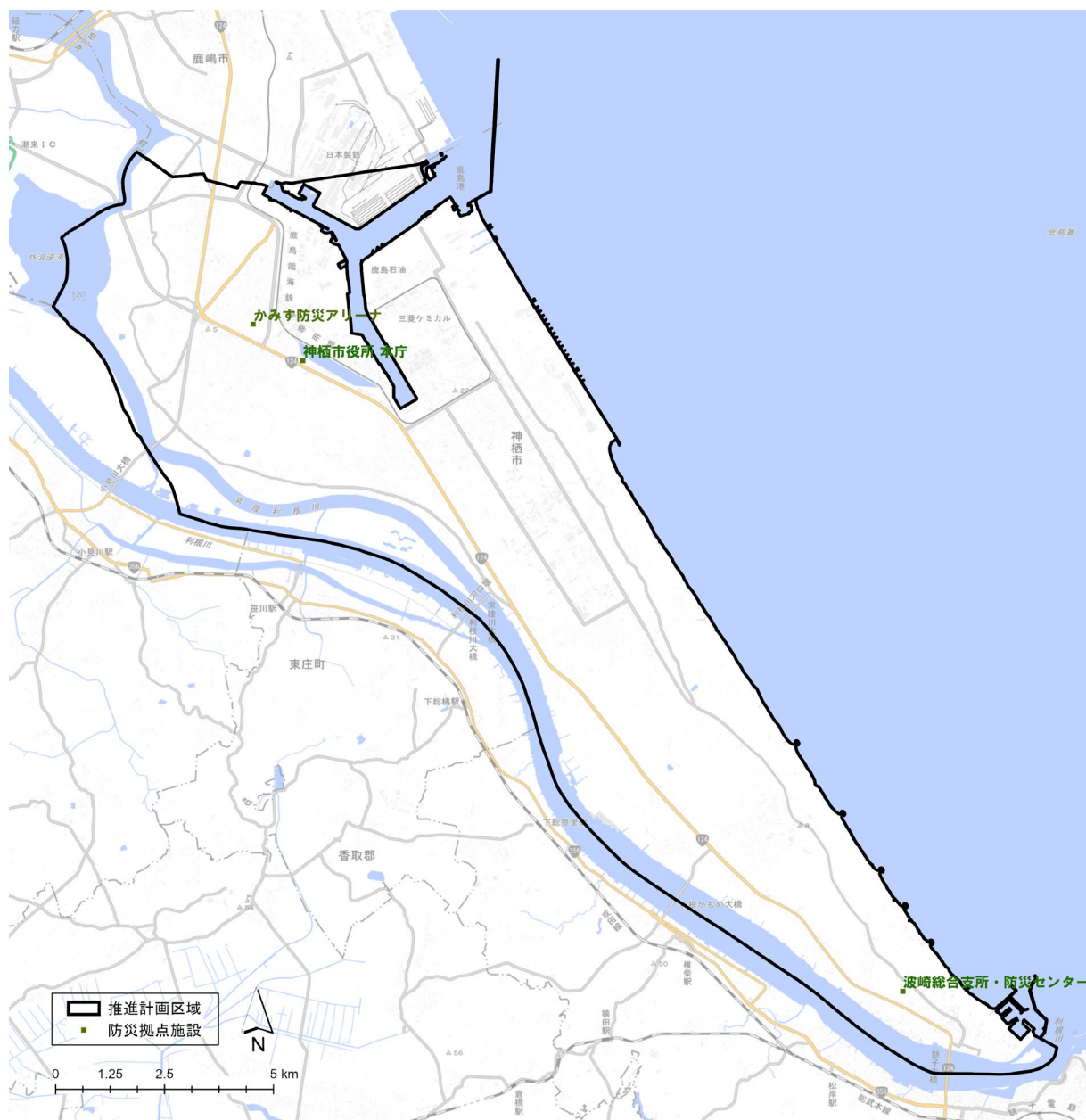


図 1-2 推進計画区域

第2章 市内の現況・これまでの取組

本章では、本市の変遷、人口・産業、土地利用・交通、これまで実施してきた地震・津波防災施策について示します。

第1節. 神栖市の変遷

(1) 神栖市の歴史

本市の歴史は古く、市内に数多く古墳や貝塚などがみられており、縄文時代前期から人々が生活していたことが確認できます。また、中世から近世にかけては鹿島灘・利根川・常陸利根川・外浪逆浦・神之池などの豊かな水の恵みを受け、産業を発展させていきました。特に、本市を流れる利根川の沿岸は、古くは「津」や「河岸」と呼ばれた船着き場が点在しており、漁業や舟運業が発展し、村の玄関口として物資の流通や人々の交流の場として賑わっていました。江戸時代には水上交通が発達し、鹿島神宮・香取神宮・息栖神社をめぐる東国三社詣をするために多くの文化人が訪れたと言われています。また、鹿島神宮の摂社である手子后神社は航海の安全や豊漁を祈願する人々の信仰を集めていました。

昭和30年(1955年)には、明治22年(1889年)の市制町村制の実施以来69年間続いた「軽野村」と「息栖村」が合併し、神栖村が誕生しました。そして本市は、昭和36年(1961年)の鹿島臨海工業地帯造成計画の策定を皮切りに、昭和44年(1969年)に鹿島港が開港するなど鹿島開発によって飛躍的な発展を遂げました。景気の低迷などにより、困難な時期もありましたが、現在に至るまで我が国の経済を力強く支える工業地帯となっています。

昭和45年(1970年)に「神栖村」は神栖町となり、平成17年(2005年)には「神栖町」に「波崎町」が編入合併し、現在の神栖市となりました。

(2) 本市の地震・津波被害の歴史

本市の沿岸部では、これまで多くの地震・津波による被害を受けています(表 2-1～表 2-3)。特に近年においては、平成 23 年(2011 年)東日本大震災により、最大約 6.6m の津波が襲来し、甚大な被害を受けました。人的被害・建物被害・ライフライン被害が発生し、産業の中心である鹿島港や波崎漁港が機能停止するなど大きな打撃を受けました。特に、市内全域にかけて液状化が多数発生し、電柱の傾きやマンホールの抜け上がり、道路の陥没、構造物の沈下など広く被害をもたらしました。



図 2-1 東日本大震災による被害状況

表 2-1 神栖市周辺の既往の地震・津波の概要 (1/3)

年 月 日 (西暦)	地震等の名称等	被害状況・その他	マグニチュード
延暦 18.8.11 (799)	常陸	三陸地震津波の余波か	
応永 27.7.20 (1420)	常陸多賀郡	津波	
延宝 5.10.9 (1677)	常陸、磐城、尾張	津波、流死千数百	≒8.0
元禄 16.12.31 (1703)	安房、上総、武蔵、相模	地震、房総半島被害大	≧8.1
安政 2.10.2 (1855)	下総西部、江戸	地震、江戸、死者 7 千～1 万、下町被害大	7.0～7.1
明治 28.1.18 (1895)	利根川下流域	家屋全壊 51、死者 5、霞ヶ浦被害大	7.2
明治 29.1.9 (1896)	鹿島灘	水戸付近壁落ちる	7.3
大正 10.12.8 (1921)	竜ヶ崎付近	鹿島・新治・那珂・行方各郡と水戸で被害	7.0
大正 12.1.14 (1923)	下総西北隈	東京にて上水路の堤決壊	6.1

表 2-2 神栖市周辺の既往の地震・津波の概要 (2/3)

年 月 日 (西暦)	地震等の名称等	被害状況・その他	マグニチュード
大正 12.9.1 (1923)	関東南部	全潰 128,266、半潰 126,233、焼失 447,128、 流失 868、死者 99,331、負傷 103,733、 行方不明 43,476。茨城県の被害は死者 5 名、 負傷 40 名、全潰 517、半潰 681。	7.9
昭和 5.6.1 (1930)	那珂川下流域	水戸(煉瓦塀倒る)、久慈(崖くずれ 1、 倉庫傾斜 1、煙突倒壊 1)、銚田(石垣崩る)、 石岡(土蔵に亀裂)、真壁・土浦(壁の剥落)、 宇都宮(神社の灯籠の頭が落ちた)等	6.5
昭和 6.9.21 (1931)	西埼玉強震	笠原・深谷・鴻巣・吹上付近の被害が大きい。 茨城県の被害は負傷 1、非住家全潰 2、 半潰 1、煙突倒壊 1。	6.9
昭和 8.3.3 (1933)	三陸沖強震	三陸沿岸の溺死者・行方不明者 3064、 流出家屋 4034、倒壊 1817、浸水 4018。	8.1
昭和 13.5.23 (1938)	磐城沖	茨城、福島両県で煙突、土壁等被害	7.0
昭和 13.9.22 (1938)	鹿島灘	水戸は震度 5、僅少被害	6.5
昭和 13.11.5 (1938)	磐城沖	軽微な津波あり、福島県で家屋全潰 20、 死者 1、傷 9	7.5
昭和 35.5.23 (1960)	チリ地震	チリ沖で発生した地震に伴う津波が 24 日 2 時頃から 日本各地に襲来。日本全体で死者・行方不明者 142、 家屋全壊 1500 余、半壊 2000 余。	9.5
昭和 49.8.5 (1974)	埼玉県中部	負傷者は埼玉 8 人、東京 9 人、千葉・茨城各 1 人、 ショック死東京・茨城で各 1 名。 震央付近で屋根瓦の落ちた家が 10 数軒。	5.8
昭和 62.12.17 (1987)	千葉県東方沖	千葉県で死者 2 人、負傷者 144 人、住家全壊 16、 半壊 102、一部破損 71,212。茨城県で負傷者 4、 住家一部破損 1,259。	6.7
平成 12.7.21 (2000)	茨城県沖	県内で住家一部損壊 2	6.4

表 2-3 神栖市周辺の既往の地震・津波の概要 (3/3)

年 月 日 (西暦)	地震等の名称等	被害状況・その他	マグニチュード
平成 16.10.6 (2004)	茨城県南部	被害なし	5.7
平成 17.2.16 (2005)	茨城県南部	石岡市・牛久市・つくば市で重傷者各 1 名、土浦市・総和町・利根町・藤代町で軽傷者各 1 名、龍ヶ崎市ではブロック塀が長さ 10m にわたり倒壊。	5.3
平成 17.4.11 (2005)	千葉県北東部	被害なし	6.1
平成 17.8.16 (2005)	宮城県沖	被害なし	7.2
平成 17.10.19 (2005)	茨城県沖	銚田市で軽傷者 1 名	6.3
平成 20.5.8 (2008)	茨城県沖	水戸市で震度 5 弱を記録。常総市で軽傷者 1 名、下妻市で 6 棟、土浦市で 1 棟が住家一部破損	7.0
平成 20.7.5 (2008)	茨城県沖	日立市で震度 5 弱を記録。被害なし。	5.2
平成 23.3.11 (2011)	三陸沖～茨城県沖	三陸沖を震源とする国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 の巨大地震が発生(神栖市で震度 6 弱)。この地震に伴う大津波が発生した。 茨城県内 8 市で震度 6 強、21 市町村で震度 6 弱を観測。同日 15:15 に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し、銚田市で 6 強、神栖市で 6 弱を観測。 人的被害：死者 65 名、行方不明者 1 名、重症 34 名、軽症 678 名 住家被害：全壊 2,629 棟、半壊 24,374 棟、一部損壊 187,656 棟、床上浸水 1,799 棟、床下浸水 779 棟(平成 28 年 12 月 31 日現在)	9.0

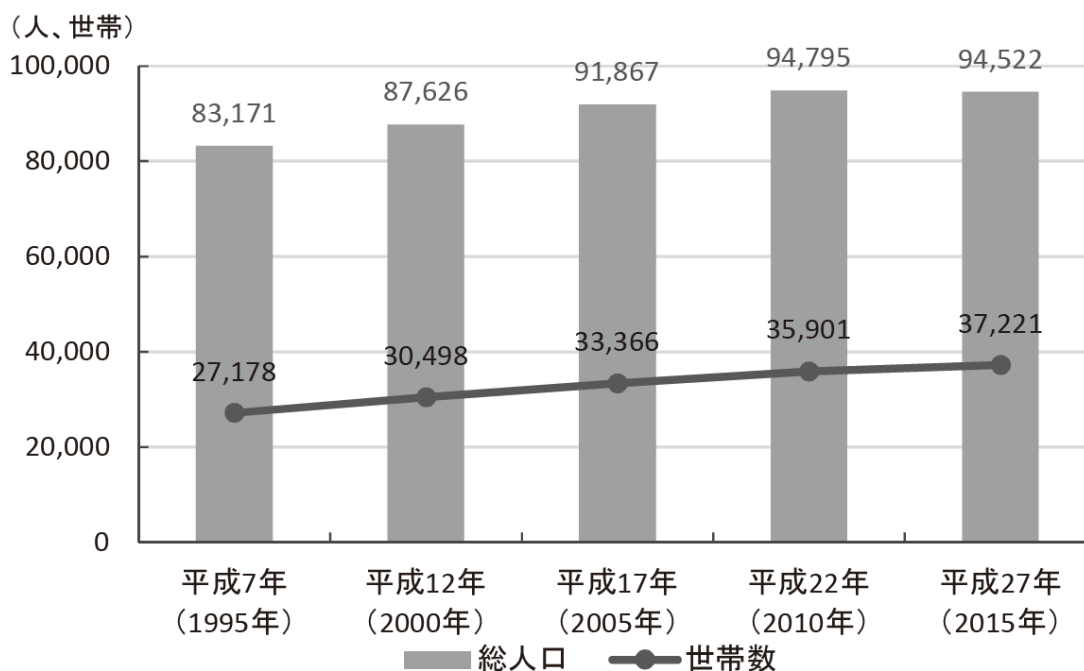
第2節. 人口・産業

(1) 人口の推移

本市における総人口は平成22年(2010年)まで増加を続けており、平成27年(2015年)にわずかに減少していますが、ほぼ横ばいで推移しています。

世帯数は平成27年(2015年)まで増加が続いていますが、1世帯あたりの人口が減少傾向にあることから、核家族世帯や一人世帯が増加していることが推察されます。

●人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

図 2-2 平成7年から平成27年の人口・世帯数の推移

(2) 産業

平成 27 年（2015 年）の国勢調査によると、本市の就業人口総数は 46,946 人となっています。

本市においても、国や県と同様に、就業人口は減少傾向に入ったと考えられます。

産業別の第 1 次産業では、2,554 人となっています。国や県が減少傾向にある中、微増となっています。第 2 次産業では、16,965 人となっています。国や県が減少傾向にある中、微増となっています。第 3 次産業では、24,784 人となっています。国や県と同様に、増加傾向となっています。

県と比較すると、第 2 次産業の比率が高く、その比率も増加傾向であり、鹿島臨海工業地帯を有する本市の特徴が見られます。

（単位：人）

		第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	就業人口総数
神 栖 市	平成 17 年	3,394	17,597	24,663	46,536
	平成 22 年	2,521	16,542	23,516	47,404
	平成 27 年	2,554	16,965	24,784	46,946
茨 城 県	平成 17 年	107,464	441,329	893,436	1,464,250
	平成 22 年	82,873	401,004	863,268	1,420,181
	平成 27 年	78,996	399,707	864,715	1,400,684
全 国	平成 17 年	2,980,831	15,957,225	41,424,613	61,530,202
	平成 22 年	2,381,415	14,123,282	39,646,316	59,611,311
	平成 27 年	2,221,699	13,920,834	39,614,567	58,919,036

資料：国勢調査

* 就業人口総数には「分類不能の産業」を含むため、合計が一致しない場合があります。

■産業別人口構成比の比較

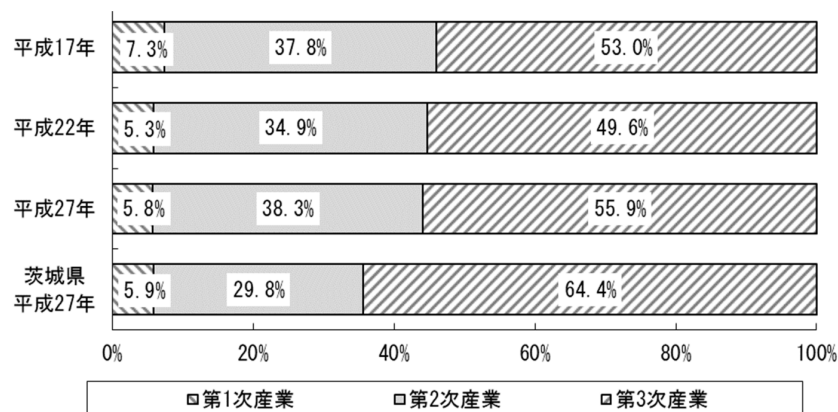


図 2-3 産業別就業人口の推移

① 農業

ピーマンをはじめ、トマトなどの施設園芸野菜や米、その他若松、千両、輪菊などの花卉類の生産も盛んであり、安全で高品質な農産物が高く評価されています。特にピーマン、若松、千両は生産量日本一を誇る特産品です。



図 2-4 ピーマン、若松、千両

② 水産業

神栖市沖合は、黒潮と親潮がまじり合う生産力豊かな海域であり、好漁場が形成されるため、まき網漁業によるサバやイワシなどの属人水揚げ量は全国有数であるほか、ハマグリ、ヒラメなどの地先資源も多く、海面漁業が盛んです。

さらに、その豊かな水産資源を利用した水産加工業も地域の重要な産業になっています。また、利根川にはしらすうなぎも遡上するなど、内水面漁業も盛んです。



図 2-5 ハマグリの水揚げ（左）と波崎漁港での水揚げ（右）

③ 工業

鹿島臨海工業地帯の大部分は本市に位置し、鉄鋼、石油化学などの国際的企業をはじめとする企業が立地し、国内有数の工業集積地となっています。

温暖な気候や、豊富な霞ヶ浦・北浦の水資源といった自然の条件の他、東京から80km 圏内・成田空港からは約 30km という地理的条件に恵まれています。

この地域は昭和 30 年代後半から国家プロジェクトとして開発が進み、現在では世界最大級の掘込式人工港「鹿島港」を中心に、企業数にして 150 社余、従業員数にして 22,000 人余りに及ぶ日本有数の工業集積を有するコンビナートとなっています。



図 2-6 鹿島臨海工業地帯

④ 観光

観光資源としては、港公園、日川浜海水浴場・波崎海水浴場、日川浜オートキャンプ場、神栖中央公園、神之池緑地、利根川・常陸利根川などの観光の拠点が存在します。

日川浜海岸における「神栖市2輪ビーチレース大会」や波崎海岸における「茨城波崎 SURFING GAMES」などのイベントもあり、沿岸部に多くの観光客が来訪します。

カミスコロくんの カミスのココがオススメ

8 河畔プロムナード
 鏡子大橋からリバーサイド公園まで、利根川沿いに延びる約1.1kmの遊歩道。随所随所にアーチ状に設置されている燈飾は、旧波崎時代の遊船場なんですよ。日が暮れると灯る街灯と、川の向こうに見える鏡子市の夜景がとってモキレイ！

9 息栖神社
 息栖 2882 TEL 0299-92-2300
 二千年以上の歴史を持ち、鹿島神社(鹿嶋市)、香取神社(千葉県香取市)とともに「東国三社」と呼ばれているんだ。併し、松尾芭蕉の句碑や日本三産粟の一つ「忍潮井」があり、パワースポットとして注目を集めているよ。

10 日川浜オートキャンプ場
 日川 2036-124 TEL 0299-97-0567
 日本オートキャンプ協会よりオートキャンプ権許権エッセイ認定。50区画のオートキャンプサイトは全面芝生/海のレジャーや観光のベースキャンプとしてオススメだよ。

11 ふれあいセンター 湯楽々 (ゆず)
 湯野科 6283-2
 TEL: 0299-90-5911
 休館日: 毎月第3月曜日

12 ゆ〜ほ〜とほさき 砂山 15
 TEL: 0479-46-2424
 休館日: 毎月第1・3火曜日
 *休館日が平日の場合等、日程が変更になる場合があります

1 日川浜海岸 (海水浴場)
 駐車場 600台無料
 海岸線に立ち並ぶ風車と広い砂浜の眺めのよさが人気。近くには、日川浜オートキャンプ場や遊歩道「遊楽々 (ゆずら)」があり、セットでレジャーを楽しめるよ。

2 波崎海岸 (海水浴場)
 駐車場 600台無料
 遊歩道が水車きれいなため、環境省選定『快水浴場百選』に選ばれているんだ。夏のイベント会場としても、市内外から多くの人で賑わうよ。

3 海風に見える丘 (展望見晴台)
 鹿浜 3-22 付近
 神栖市の海岸線には、日本初の海上風力発電を営む、約40基の風力発電施設があるんだ！近未来的な景色は、テレビなどの撮影にも使われているよ。

4 鹿島港・鹿島臨海工業地帯
 世界有数の橋式人工港である鹿島港は、海上輸送基地として、重要な役割を担っているよ。鹿島臨海工業地帯は、工場夜景スポットとしても人気なんだ。

5 港公園
 東深芝 10 TEL 0299-92-5155
 鹿島港のほぼ中央にある緑豊かな公園。高さ52mの展望塔からは鹿島臨海工業地帯や、鹿島港を行き来する船などが一望できるよ。

6 外浪逆浦の夕日 (なまか夕日の郷公園)
 下鴨水 4-571-1
 鴨水市との境に位置する外浪逆浦。水面に沈んでいく夕日は絶景だよ。

7 1000人画廊
 南海浜正面護岸壁におみやげを置いて大きな絵画を作ろうという試みで、全長約6kmが青空ギャラリーとして賑わっているよ。

図 2-7 神栖市観光リーフレット

第3節. 土地利用・交通

(1) 土地利用

本市における平成18年(2006年)から平成28年(2016年)の土地利用現況の変遷を見ると、都市的土地利用はほぼ変わっていません。自然的土地利用を見ると、田畑が25.7%から20.1%に減少しています。一方、原野・荒地が増加していることから、耕作放棄地の増加が考えられます。

工業系用途の多くは鹿島臨海工業地帯に属する工業専用地域が占めています。商業系用途は、国道124号沿道の大規模な商業施設が集中する地区と、波崎地区の沿道商業施設が建ち並ぶ地区に指定されています。住居系用途は神栖地域、知手中央、若松・太田新町、土合、波崎の5か所に指定されています。

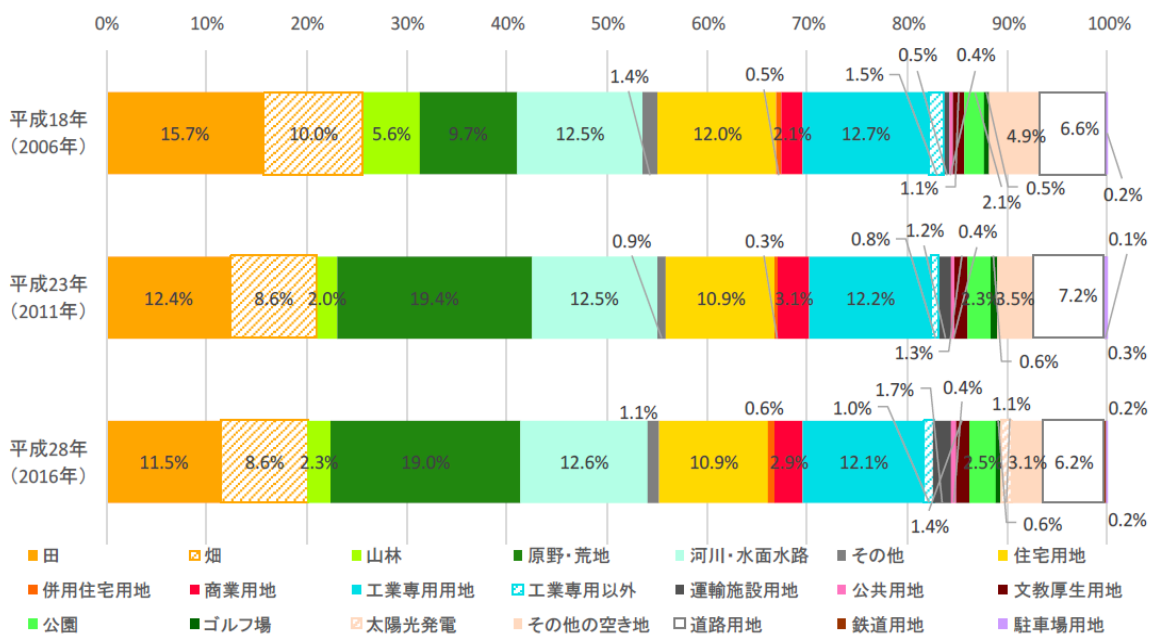
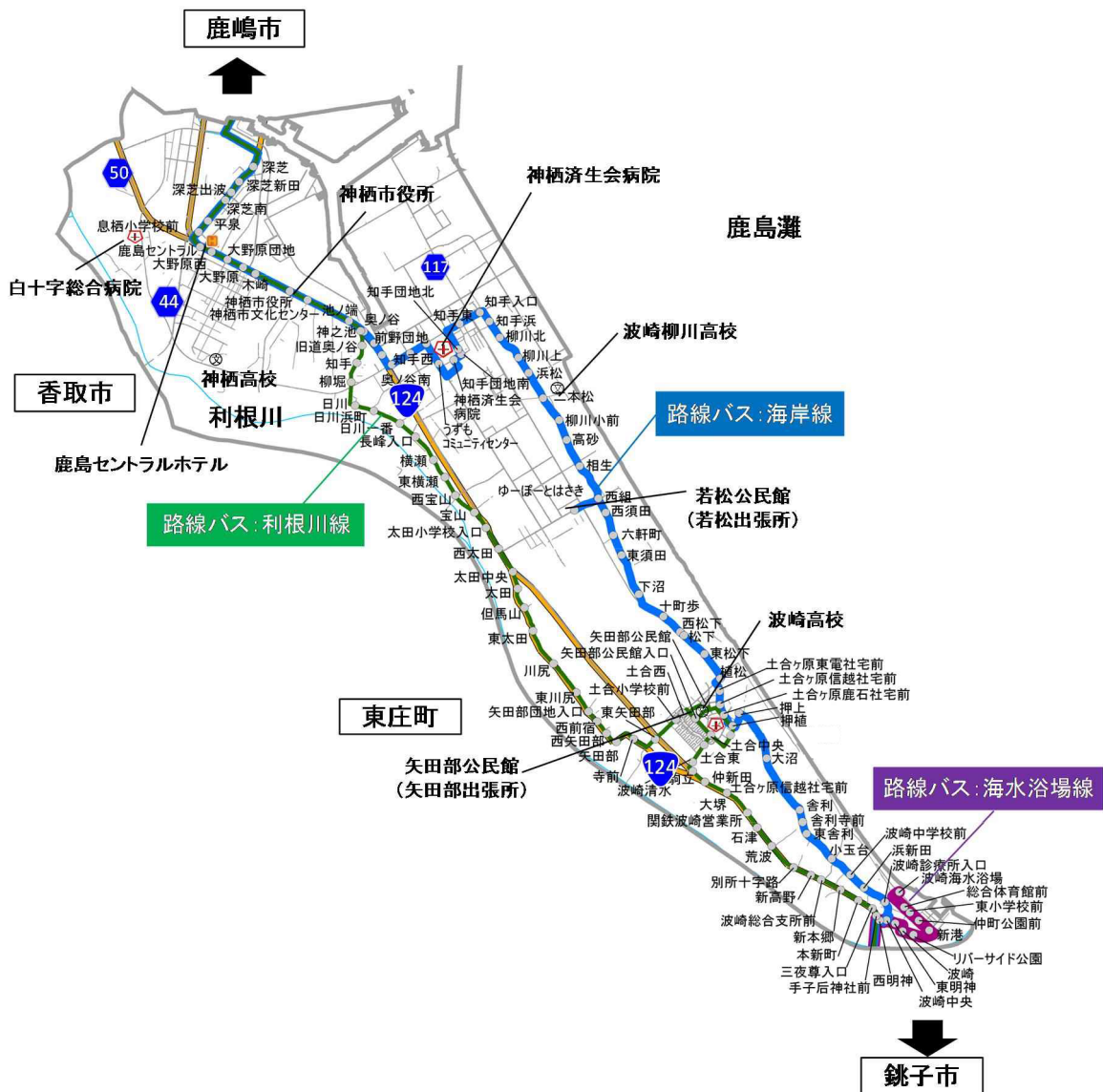


図 2-8 平成18年から平成28年の土地利用の変遷

(2) 交通

本市の交通機関は、路線バスが運行され、近隣市や市内各地域を連絡しています。さらに高速バスも運行されており、首都東京に直結し、利便性が確保されています。

国道 124 号が市の中心部を走っており、また、東関東自動車道の潮来 IC につながる県道 50 号水戸神栖線をはじめ 11 路線の県道が配置されています。



出典：神栖市地域公共交通網形成計画

図 2-9 市内の公共交通網



図 2-10 神栖市コミュニティバス運行ルート

第4節. これまで実施してきた地震・津波防災施策

本市では、東日本大震災により鹿島港南北公共埠頭周辺や波崎漁港周辺などで、津波による甚大な被害を受けました。そのため、市では震災直後から国・県と連携して津波対策を実施しています（表 2-4～表 2-7）。

表 2-4 神栖市のこれまで実施した津波防災施策（1/4）

No.	実施機関	事業名	事業内容	実施年度	実績
1	市	地域防災計画の改訂	東日本大震災の教訓を踏まえ、計画の内容を見直し、津波災害対策編を追加	H24	・平成 24 年度末に改定 ・内容は市ホームページに掲載
2	市	津波監視カメラ設置	大地震発生時の海面の変動を察知するため、津波監視カメラを設置し、その映像をライブ映像でインターネット配信	H24	・鹿島港消防署、波崎 RDF センターにカメラ設置 ・動画配信サイト「Ustream」にてライブ映像を配信 ※令和元年 8 月より「Ustream」での配信を停止し、「YoutubeLive」で配信
3	県	津波浸水区域調査	復旧・復興の基礎資料となる東日本大震災の津波浸水区域（実績）を図化	H23	H23. 9 津波浸水実績図を公表
4	県	津波浸水想定区域調査	今後の津波避難計画や津波ハザードマップの基となる津波浸水想定区域図の作成	H23～ H24	H24. 8 新たな津波浸水想定図を公表
5	市	津波避難シミュレーション	県が公表した津波浸水想定区域を基に、市民を安全に避難させる避難路等のシミュレーションを実施	H24	シミュレーション結果を基に、鹿島港南北公共埠頭周辺及び波崎地区の 3 地区の津波避難計画を策定
6	市	津波ハザードマップ作成	県が公表した津波浸水想定区域を基に、避難場所や浸水域、避難経路等を示したマップを作成	H24	・避難場所や浸水域などの情報や避難シミュレーションの結果を踏まえた避難方向を示したハザードマップを 39, 200 部作成 ・行政区を通じて各戸へ配布するほか、市内のセブンイレブンや公共施設にて配布
7	市	津波避難計画の作成	津波避難計画を作成し、ホームページに公開するほか、津波浸水想定の著しい市内 3 地域の避難困難区域内（鹿島港北公共埠頭周辺、南公共埠頭周辺、舍利浜地区）の各戸に配布	H24～ H25	[H24 年度] 津波避難計画作成 [H25 年度] 印刷及び配布 鹿島港北公共埠頭周辺：474 世帯、鹿島港南公共埠頭周辺：75 世帯、舍利浜地区：34 世帯

表 2-5 神栖市のこれまで実施した津波防災施策 (2/4)

No.	実施機関	事業名	事業内容	実施年度	実績
8	国・県	港湾BCPの策定	行政機関、民間事業者が協働して、地震・津波災害時の港湾被災による経済活動への影響を最小限とするための行動計画を整備	～H29	H28.3 津波避難計画を策定 H29.3 港湾BCPを策定
9	市	砂丘等整備事業	海岸防災林の保護・再生のため砂丘造成、堆砂垣の設置及び松等の植栽を実施 海岸線約14.5kmのうち、浸水が想定される箇所及びその後背地の保安林について、県と市が協力して整備	H24～ H27	[H24年度]砂丘造成・堆砂垣設置 1,312m 植栽 12,294㎡ [H25年度]砂丘造成・堆砂垣設置 1,168m 植栽 1,248㎡ [H26年度]砂丘造成・堆砂垣設置 839 m 植栽 15,424㎡ [H27年度]砂丘造成・堆砂垣設置 307 m 植栽 1,472㎡
10	県	海岸防災林造成、保安林改良、整備事業	津波や高波から海岸線を守るための防潮護岸や砂丘を整備 飛砂防止のための海岸防災林整備等	H24～ H28	[H24年度]植松地区 改植工 0.29ha 静砂垣工、柳川地区 改植工 0.19ha 静砂垣工 [H25年度]植松地区 防潮護岸工 160m 砂丘整備 150m 改植工 0.10ha 静砂垣工、波崎地区 改植工 0.37ha 静砂垣工等（一部H26.3 施工予定） [H26年度] 矢田部地区 砂丘整備 2,000m 改植工 0.97ha 静砂垣工、波崎地区 改植工 0.16ha 静砂垣工 [H27年度] 須田地区 改植工 0.62ha 静砂垣工、矢田部地区 砂丘整備 360m 改植工 0.87ha 静砂垣工、植松地区 改植工 0.41ha 静砂垣工、波崎地区 改植工 0.21ha 静砂垣工 [H28年度] 須田地区 改植工 0.58ha 静砂垣工、波崎地区 改植工 0.20ha 静砂垣工

表 2-6 神栖市のこれまで実施した津波防災施策 (3/4)

No.	実施機関	事業名	事業内容	実施年度	実績
11	国	河川管理施設の津波対策事業	津波災害を警戒・防御するため、水門等に対して必要なシステムの導入や対策を実施	～H27	【霞ヶ浦河川事務所】 H27.3 J-ALERTによる津波警報を受信し、一定時間水門の閉操作が行われなかった場合に自動で閉操作を行うシステムの導入 [システムの対象施設] 常陸川水門、常陸川水門魚道、宝山樋管
12	県	漁港海岸保全施設の整備	波崎漁港海岸において、津波対策として護岸嵩上を実施	～R2	【現況の整備延長】 100% (543m/543m)
13	県	海岸保全施設の現況調査及び護岸開口部対策	護岸の高さ、耐震性などの調査を実施 護岸の開口部の閉鎖を実施	H24～ H25	舎利浜地区の護岸 (L=110m) について、護岸高の調査、耐震診断及び護岸開口部の閉鎖を実施
14	県	鹿島港海岸南北公共埠頭地区海岸防潮堤整備	北公共埠頭地区海岸については築堤、南公共埠頭地区海岸については擁壁によるL1津波を防護する高さT.P+5.0mの防潮堤を整備	H25～	[H25年度]基本設計、測量業務、地盤解析、詳細設計 [H28年度]工事完了
15	国	樋管ゲート設備の耐震化、遠隔操作化	樋管を通じた堤防内への水進入防護のため、樋管の耐震補強工事、樋管ゲートの自動開閉、及び樋管ゲートの遠隔操作工事を実施	H24～	【利根川下流河川事務所】 [H24年度]太田排水樋管・矢田部排水樋管(遠隔操作化、耐震化) 川尻第六排水樋管新設 [H25年度]川尻第六排水樋管(遠隔操作化)
16	県	漁港施設における防波堤の整備・機能強化	波崎漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、耐津波・耐地震対策の機能診断	～H31	機能診断調査実施率： 100% (2施設/2施設)
17	県	海岸保全施設の長寿命化計画の策定	波崎漁港海岸における海岸保全施設の長寿命化計画を策定	～R2	海岸保全施設長寿命化計画の策定率：100% (2施設/2施設)
18	市	砂山都市緑地津波対策事業	東部コンビナート内の既存の丘に園路や誘導灯などを設け、大津波時の緊急避難先として機能するよう整備	H25～ H26	[H25年度]測量、設計業務 [H26年度]施工

表 2-7 神栖市のこれまで実施した津波防災施策 (4/4)

No.	実施機関	事業名	事業内容	実施年度	実績
19	市	神栖中央公園整備事業	備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレなど、防災機能を備え、約 60,000 人が一時避難できる避難場所として防災公園を整備	H18～ H26	[H18 年度] 土地利用構想、整備計画等の策定 [H21 年度] 用地取得 [H22 年度] 工事着手 [H23 年度] 造成工事、調整池工事の実施 [H24 年度] 耐震性貯水槽、雨水・汚水・電気等の幹線工事の実施 [H25 年度] 備蓄倉庫の建設、トイレ、植栽等公園施設の整備 [H26 年度] 工事完了、芝生等の養生期間後に開園
20	市	波崎地区防災拠点施設整備	波崎総合支所敷地内に支所機能を有した防災拠点施設（波崎総合支所・防災センター）を整備	H24～ H28	「波崎総合支所・防災センター」 [H24 年度] 基本計画、基本設計 [H25～H26 年度] 実施設計 建設当初より建物の耐震化・不燃化を実施 備蓄倉庫・非常用発電設備・非常用井戸設備を整備済 バリアフリー化済 車いすやストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設した方が利用できる多目的トイレを設置済
21	市	東仲島周辺地区住環境整備事業	幅員 6m の防災道路や余剰地を活用した特色ある公園等を整備	H5～ H19	防災道路の整備、防災公園・広場の整備、接道不良住宅の解消、老朽化住宅の除却
22	市	非常用井戸ポンプの整備	災害時の飲料水を確保するため、避難所となっている小中学校や高等学校等の 45 施設に非常用井戸ポンプを整備	H23～ H26	[H23 年度] 2 箇所 [H24 年度] 9 箇所 [H25 年度] 9 箇所 (H26. 1 末) 既整備済み 1 箇所 合計 21 箇所
23	市	震度感知式鍵ボックスの設置	避難所へのスムーズな進入を可能にするため、震度 5 弱以上の揺れを感知すると自動的に開く鍵ボックスを整備（全 30 施設）	H25～ R1	[H25 年度] 中学校 8 校、小学校 3 校 [H26 年度] 小学校 13 校、公民館 2 館、コミュニティセンター 2 館 [R1 年度] かみす防災アリーナ

神栖市における津波対策事業位置図

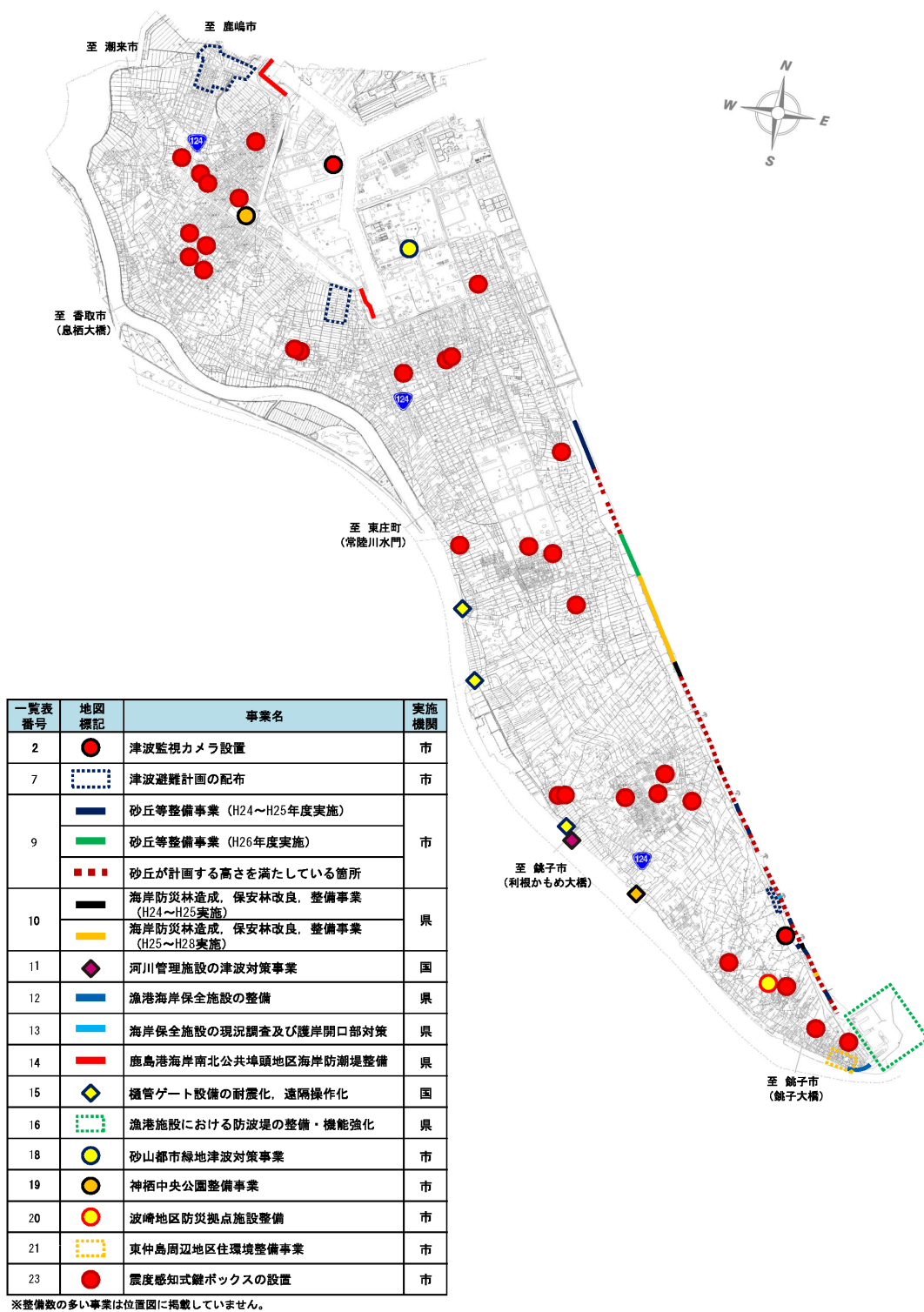


図 2-1 1 神栖市における津波対策事業位置図

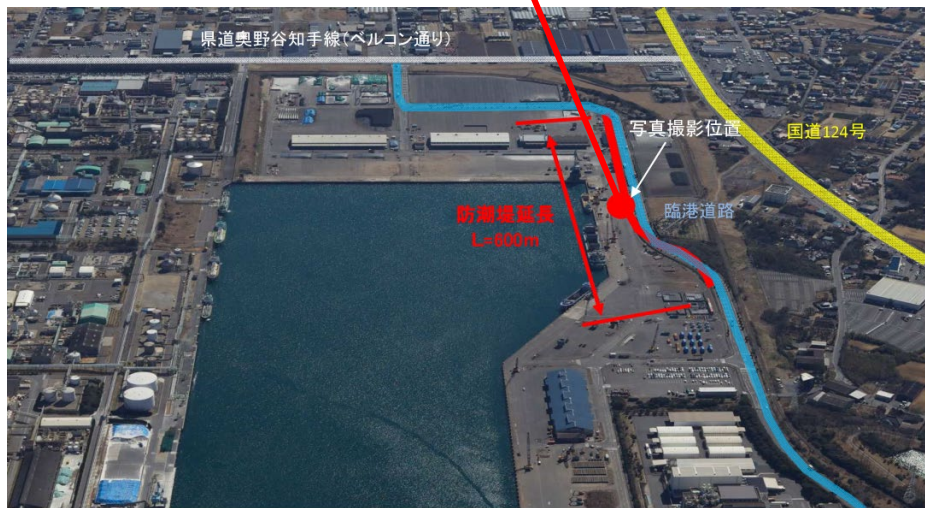
(1) 国・県によるハード対策

本市の産業を支える鹿島港海岸では、東日本大震災の津波が大きく、背後に住宅地や幹線道路等を控えた北公共埠頭地区海岸や南公共埠頭地区海岸において、背後の人命や財産を津波被害から守るため、県がL1津波に対応した防潮堤を整備しました。(図2-12、図2-13) 設計対象の津波高を超え、防潮堤を越流した場合であっても、施設が倒壊するまでの時間を少しでも長くする減災効果を目指した粘り強い構造を施しています。(図2-14)

また、本市では、国と連携し利根川下流域における津波防御に資する対策を講じており、樋管ゲートの設備の耐震化・遠隔操作設備設置工事を実施しています。さらに、利根川河口部では、高潮や津波等による被害を軽減するため、県が護岸の整備を行っています。(図2-15)

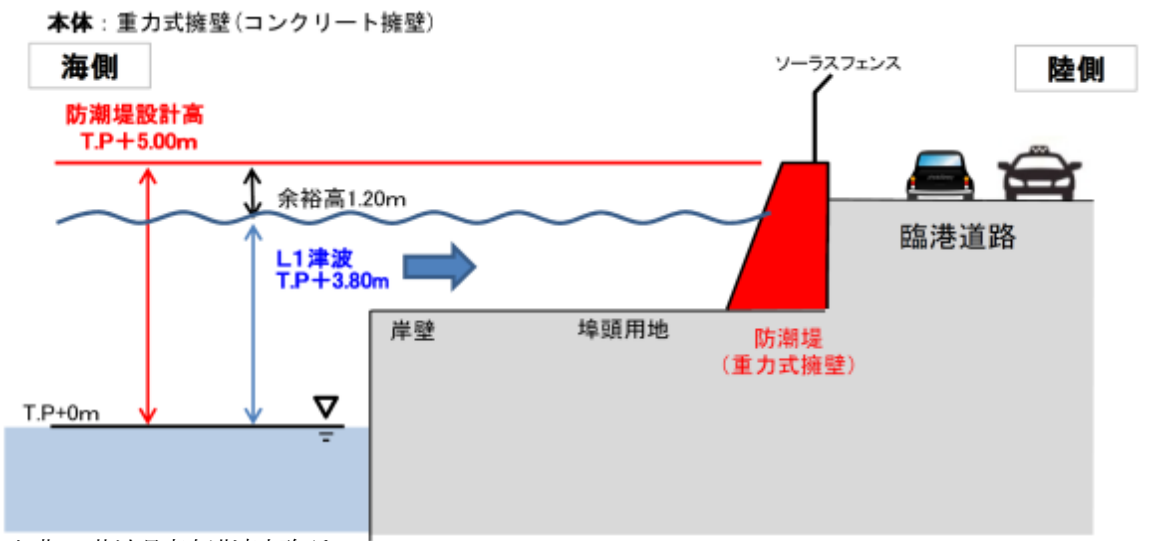


図 2-12 北公共埠頭地区海岸の防潮堤整備



出典：茨城県鹿島港湾事務所
鹿島港海岸南公共埠頭地区海岸における L1 津波に対応した防潮堤の整備について

図 2-13 南公共埠頭地区海岸の防潮堤整備



出典：茨城県鹿島港湾事務所
鹿島港海岸南公共埠頭地区海岸における L1 津波に対応した防潮堤の整備について

図 2-14 重力式擁壁について



図 2-15 利根川河口部の護岸・堤防嵩上げ

(2) 市の沿岸部における砂丘等整備事業

本市の沿岸部は、砂丘や保安林などに恵まれており、沿岸部の大半はハード施設の整備を実施することなく、目標とすべき堤防高を満たしています。しかし、一部区間では高さが不足しているため、砂丘の造成や堆砂垣の設置等の事業を展開しています。また、飛砂防止のため、海岸防災林の造成や保安林の改良も合わせて実施しています。



砂丘の造成・堆砂垣の設置



海岸防災林の植栽

図 2-16 神栖市沿岸部における砂丘等の整備

(3) 津波監視カメラの設置

本市は、津波監視と災害時の被害状況の迅速かつ正確な情報把握を目的として、鹿島港消防署と広域波崎 RDF センターの屋上に津波監視カメラを設置しています。これらにより、大規模な地震発生時に海面の変動をいち早く察知することが可能です。

また、カメラで撮影した映像はインターネット配信をしており、誰もがリアルタイムで確認することができます。



図 2-17 津波監視カメラの設置箇所

(4) 津波ハザードマップ・津波避難計画の策定

本市は、東日本大震災での甚大な被害を教訓に、津波浸水のリスクや、津波災害時の避難場所などを市民に周知することを目的として、津波ハザードマップを作成しています。また、津波が発生した場合に発生直後から津波が終息するまでの、市民等の生命・身体の安全を確保するため津波避難計画を作成しています。同計画では、地区ごとに避難先や避難経路、逃げ遅れた場合の緊急避難先となる津波避難ビル等を設定しています。更に、災害時における要配慮者や避難行動要支援者、観光客や従業者などを踏まえた対策を検討しています。



図 2-18 神栖市津波ハザードマップ・神栖市津波避難計画

(5) 波崎地区防災拠点施設の整備

本市では、波崎総合支所の敷地内に支所機能を有する地域の防災拠点として、「波崎総合支所・防災センター」を整備しました。この施設では、市民の防災意識の高揚や防災関係団体の活動促進を図るため、防災活動に使用する市民や関係団体に対する施設の一部貸し出しを行っています。

また、災害時には一時避難者を約 2,000 人、中長期避難者を約 300 人収容できる避難所であり、非常用発電設備や非常用井戸設備、マンホールトイレ、かまどベンチ等の防災設備を整備しています。さらに、市の物資拠点として、県等から輸送される食糧や救援物資の集積場所となるため、防災備蓄倉庫を整備しています。(図 2-20)



図 2-19 波崎総合支所・防災センター



図 2-20 マンホールトイレ・防災備蓄倉庫

(6) 東仲島周辺地区における防災道路整備の取組

当該地区（現 日の出町地区、豊ヶ崎地区の一部）は、漁村特有の一間幅の通路による密集市街地が形成され、車両の通行や建て替えが困難となっていました。このため、波崎町（現 神栖市）では、自治会単位の懇談会を開催し、住民が主体となって話し合いを重ね、これらの結果をもとに道路整備を中心とした基本構想をまとめ、幅員 6m の防災道路や広場、防災公園の整備を行いました。このような整備は地区の活性化だけでなく、防災安全性の向上にも繋がっています。



防災道路の整備



防災公園の整備

図 2-2 1 東仲島周辺地区の防災道路整備の取組

第3章 津波防災地域づくりの課題

本章では、津波の規模と被害の関係を踏まえて、本市が抱える津波防災地域づくりを推進していく上での課題と地域別の課題を示します。

第1節. 津波の浸水深と想定される被害

(1) 津波の浸水深と津波被害の関係

津波の浸水深と被害の関係は、国土交通省による東日本大震災の被害状況調査結果や南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（中央防災会議）が公表した南海トラフ巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要より、図 3-1 のように示されています。

浸水深が 0.3m を超えると津波からの避難行動が困難になり、1m 以上になると助からない可能性があります。また、浸水深が 2m を超えると木造家屋が再使用できなくなる可能性が高くなります。

このことを踏まえ、浸水想定区域では、想定浸水深にかかわらず迅速な避難が必要であること、浸水深 2m 以上の地域では建物被害が発生し拡大することを認識しておく必要があります。

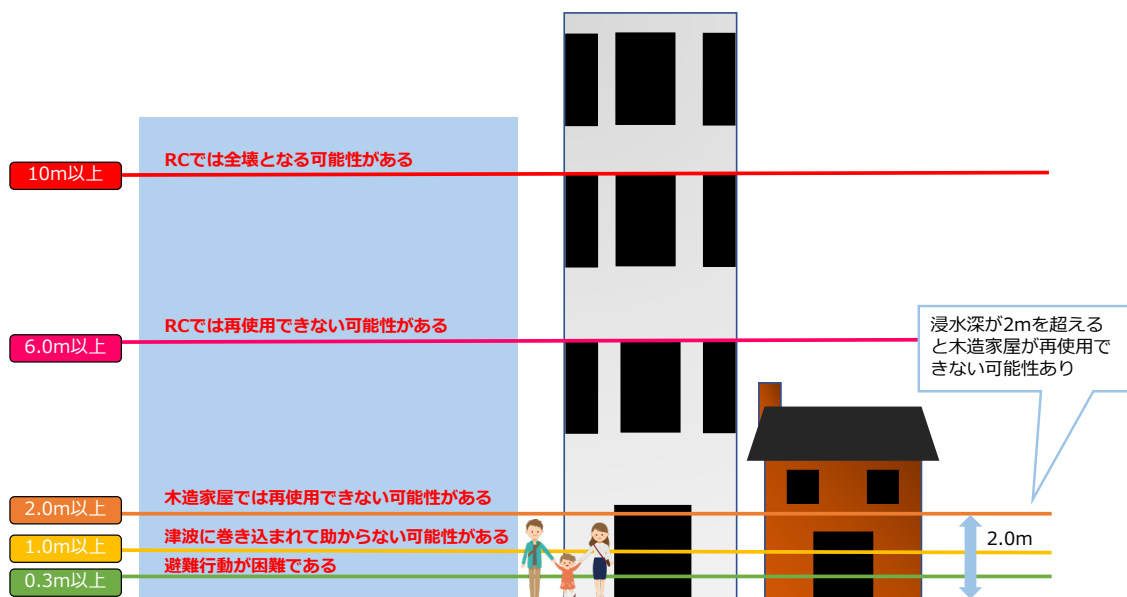


図 3-1 津波の浸水深と津波被害の関係

(2) L1 と L2 の津波

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方について、「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」において示しています。

その中では、以下の 2 つのレベルの津波を想定し、津波対策を構築していく必要があるとされています。

1 つは、数十年から百数十年に一回という比較的頻度の高い津波である「L1 津波」であり、防潮堤等の海岸保全施設の整備を中心にハード対策を行っていくこととなっています。もう 1 つは、発生頻度が極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波である「L2 津波」であり、津波防護施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、住民の避難を中心としたソフト対策を講じていくこととなっています。（表 3-1）

本計画においては、茨城県沿岸に最大クラスの津波（L2 津波）をもたらすと想定されている「東北地方太平洋沖地震」や「茨城県沖から房総半島沖にかけての地震」を対象として、津波対策を構築していきます。

表 3-1 津波対策を構築するにあたって想定すべき津波レベルと対策の基本的考え方

	比較的発生頻度の高い津波 (L1 津波)	最大クラスの津波 (L2 津波)
発生頻度	数十年から百数十年に 1 度	数百年から千年に 1 度
被害	津波高は低いものの大きな被害が発生	発生すれば甚大な被害が発生
基本的な考え方	防災（ハード対策）	減災（ハード対策+ソフト対策）
対策	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤等の海岸保全施設の整備 ・設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるように構造物への改良を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波防護施設等による津波被害の軽減 ・ハザードマップの整備や避難路の確保等、住民の避難を中心とする施策

(3) 地震・津波による被害想定

県は、平成 30 年（2018 年）12 月に茨城県地震被害想定を見直し、県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況も踏まえ、多大なる被害をもたらす恐れのある 7 つの想定地震を設定しています。

表 3-2 7 つの地震による神栖市の想定震度

No.	地震名	想定の見点	神栖市における 想定最大震度
1	茨城県南部の地震	首都直下のマグニチュード 7 クラスの茨城県南部地域 に影響のある地震の被害	5 強
2	茨城・埼玉県境の地震		5 弱
3	F1 断層、北方陸域の断層、塩ノ 平地震断層の連動による地震	県北部の活断層による地震 の被害	4
4	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断 層の連動による地震		4
5	太平洋プレート内の地震(北部)	プレート内で発生する地震 の被害	5 強
6	太平洋プレート内の地震(南部)		6 弱
7	茨城県沖から房総半島沖にかけ ての地震	津波による被害	6 強

上記の想定の中で、茨城県沖から房総半島にかけての地震が本市において、最も大きな被害をもたらす地震であり、想定最大震度は 6 強となります。当該想定地震下においては、液状化が発生する可能性も高くなっています（図 3-3）。また、茨城県地震被害想定においては、このような地震・津波災害による建物被害量や人的被害量、ライフライン被害等が想定されています。神栖市では、最大で約 600 棟の全壊・焼失被害および約 3,800 棟の半壊被害、約 9,500 人の避難者、約 58,000 棟の停電件数などが想定されています。

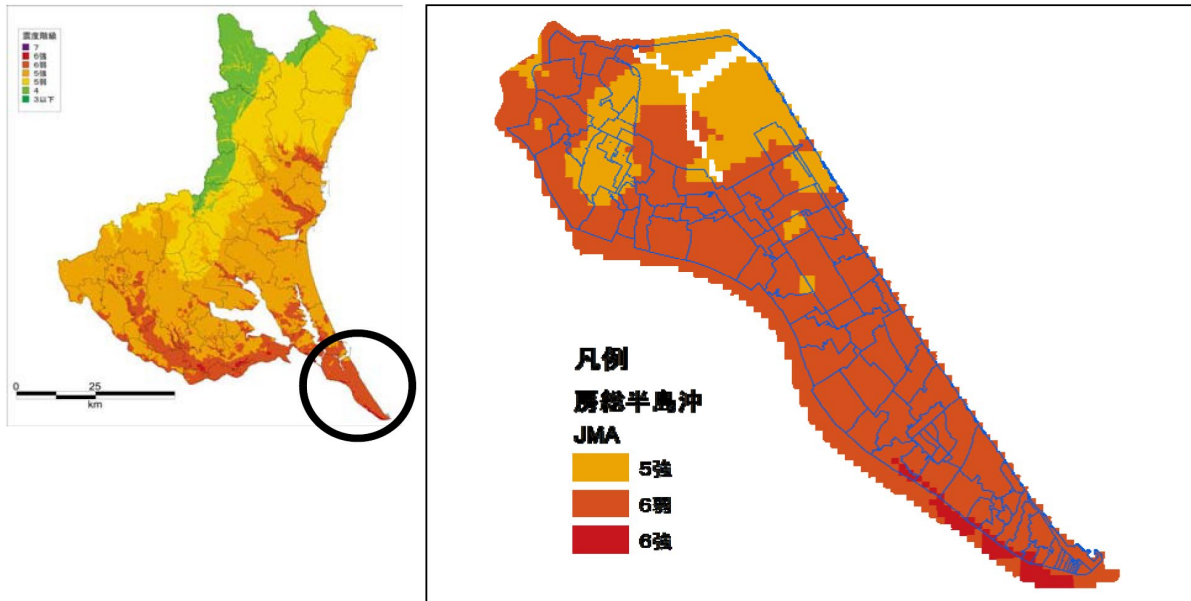


図 3-2 茨城県沖から房総半島沖にかけての地震における震度階級図

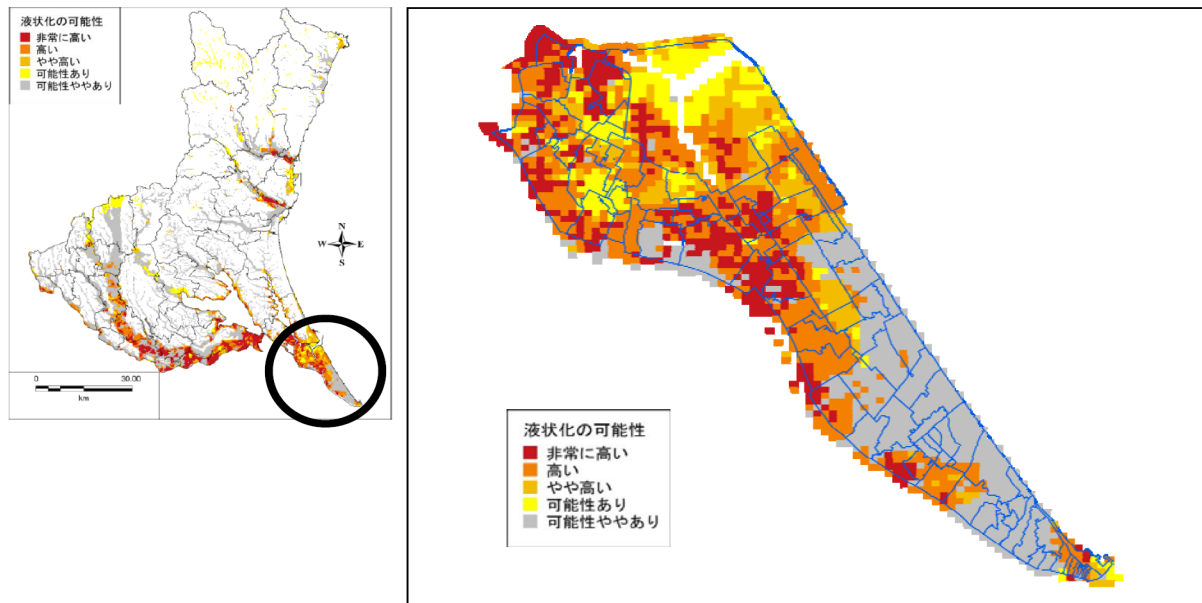


図 3-3 茨城県沖から房総半島沖にかけての地震における液状化の可能性

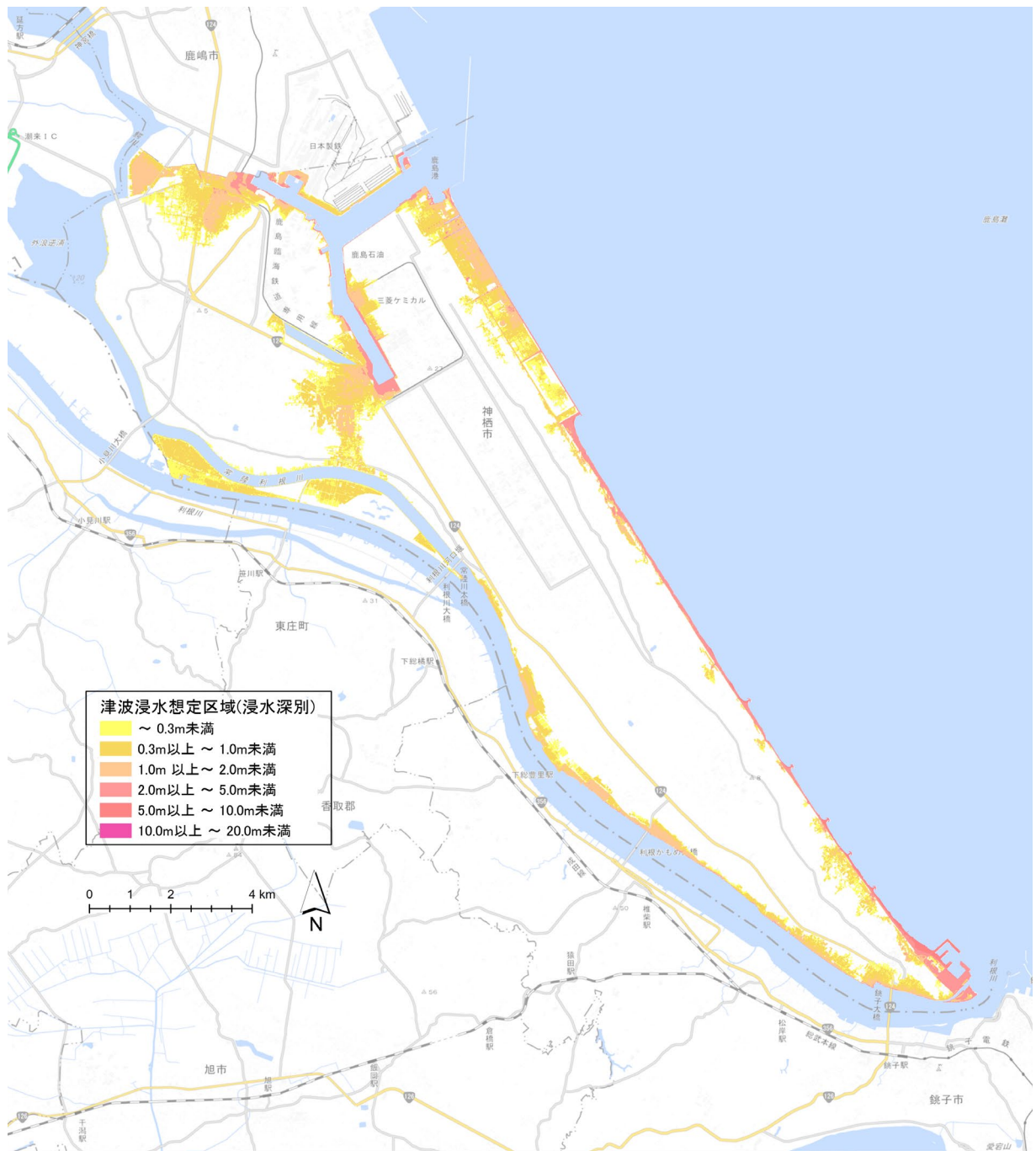


図 3-4 神栖市における津波浸水想定区域図

(4) 津波避難困難地域の分布

本市では、北公共埠頭周辺地区の一部地域と波崎周辺地区の一部地域に、津波が浸水を開始するまでに、高い場所や津波浸水想定区域の外側など安全な場所への避難が間に合わない地域（避難困難地域）があります。（図 3-5、図 3-6）なお、北公共埠頭周辺地区は、臨海部の居住利用がない区域を除き、避難困難地域を設定しています。

避難困難地域は、地震発生後の避難行動が遅れると津波に巻き込まれてしまう危険のある地域です。そのため、当該地域における避難体制を確保するため、安全な避難路や避難先の設定、津波避難ビルの確保、避難施設の整備などの検討が必要です。

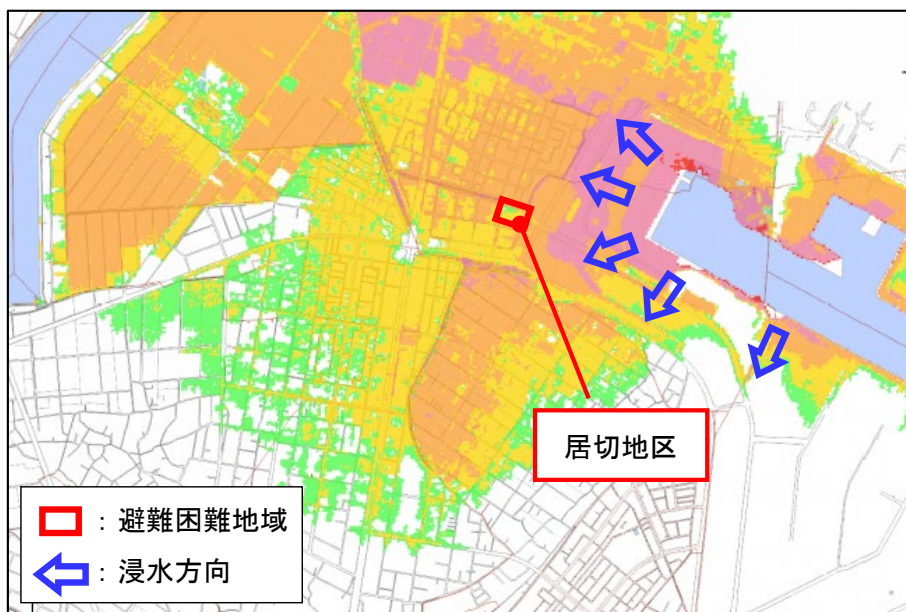


図 3-5 北公共埠頭周辺地区（居切地区）の避難困難地域



図 3-6 波崎周辺地区（舍利浜地区、本新町地区）の避難困難地域

(5) 津波浸水想定区域内の防災拠点施設や要配慮者利用施設の分布

本市の防災拠点施設である神栖中央公園、かみす防災アリーナ、波崎総合支所・防災センターについては、津波浸水想定区域外に立地していますが、本市の災害対策本部設置施設である神栖市役所は、津波浸水想定区域内に立地しているため、地震・津波災害時における施設の防災機能維持のための対策が必要です。

また、避難所として指定されている施設が 39 施設ありますが、表 3-3 に示す施設は、敷地内または建物内への津波の浸水が想定されていることから、当該施設については、避難者の収容場所や避難誘導方法を検討するほか、地震・津波災害時における避難所機能維持に向けた津波対策の検討が必要です。

さらに、津波浸水想定区域内に立地している要配慮者利用施設(※)が 15 施設あります。要配慮者は、津波からの避難に時間を要するが多いため、要配慮者が利用する施設では、津波被害を軽減する対策や津波からの避難を円滑に実施する体制づくり等が求められます。

※ 要配慮者とは、高齢者・障がい者・乳幼児・外国人等の災害時に情報把握や避難、生活手段の確保等に援助が必要な者の総称であり、要配慮者が普段利用する施設を要配慮者利用施設といいます。(例：社会福祉施設、学校、医療施設等)

表 3-3 津波浸水想定区域内に立地する指定避難所

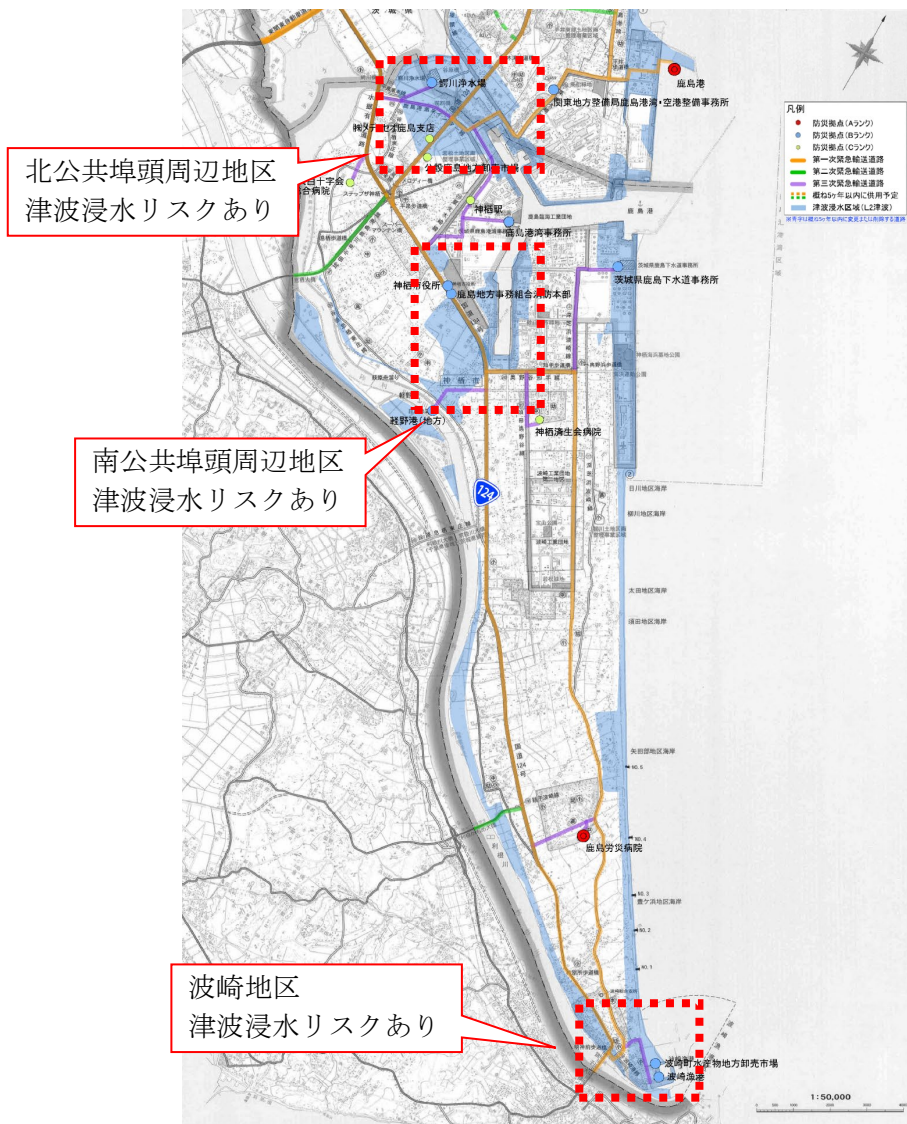
小学校区域名	津波浸水区域内の指定避難所名
軽野小学校区域	軽野小学校、神栖第一中学校、神栖市武道館、神栖市中央公民館及び文化センター
波崎小学校区域	波崎小学校

※小学校区域については、第 3 章第 3 節 図 3-9 を参照

(6) 被災後の道路ネットワーク状況

県が策定している緊急輸送道路ネットワーク計画において、図 3-7 のとおりに本市の緊急輸送道路が定められています。第 1 次緊急輸送道路とは広域、地域間の緊急輸送を担うものとされ、交通軸と防災拠点（A ランク）を連絡する道路、または防災拠点（A ランク）を相互に連絡する道路です。第 2 次緊急輸送道路は、第 1 次緊急輸送道路と防災拠点（B ランク）を連絡する、または防災拠点（A,B ランク）を相互に連絡する道路とされています。また、第 1 次緊急輸送道路を補完し、地域内の緊急輸送を担う役割を有しています。第 3 次緊急輸送道路は、第 1,2 次緊急輸送道路を補完し、防災拠点までを接続します。

この緊急輸送道路に津波浸水想定区域を重ね合わせると、北公共埠頭周辺地区と南公共埠頭周辺地区、波崎地区の緊急輸送道路が通行できなくなる恐れがあり、災害対応に支障をきたすことが懸念されています。



出典：茨城県 緊急輸送道路ネットワーク計画

図 3-7 神栖市における緊急輸送道路

第2節. 津波防災地域づくり上の課題

津波防災地域づくり上の課題を整理するために、本市を15地域に分けて細かく課題を抽出（第3章第3節で詳述）した上で、以下の5つの課題を全市的な課題として設定しました。

(1) 津波リスクの軽減

本市では、最大クラスの津波が襲来した場合、沿岸部の産業拠点（工業地帯、漁港、農地、観光拠点）に加えて、まちの中心となっている市街化区域（平泉地区、市役所周辺、波崎地区）において津波浸水が想定されています。

上記より、沿岸部における津波対策施設の整備を推進することにより、本市の重要な拠点および市街地への津波浸水の流入を抑え、被害を軽減することが必要です。

(2) 地震・津波による建物被害の軽減

本市では、最大クラスの地震が発生した場合、市域の大半が震度6弱以上の揺れを観測する想定となっており、旧神栖町地域を中心に、液状化被害が発生する可能性が高く、建物被害の発生が懸念されます。また、津波の浸水深が2m以上となる区域では、木造家屋や老朽化した建築物等が流出する危険性が高く、市街地の被害が甚大となる恐れがあるほか、波崎地区の一部地域に密集市街地が存在しており、地震による延焼火災の発生が懸念されることから、建物の倒壊や延焼火災の発生リスクを軽減するための取組が必要です。

(3) 地震・津波からの避難

津波避難困難地域や、建物の倒壊等によって避難行動に支障が生じる可能性がある密集市街地では、避難先の確保や円滑に避難できる体制づくりが必要です。また、当該地域において、迅速かつ確実な早期避難を行うためには、地震・津波リスクを正しく理解し、いざという時に迷わずに避難を行えるような住環境づくりと避難体制の確保が必要です。

(4) 地域における防災意識の醸成

本市は、鹿島臨海工業地帯を代表する産業拠点への就職・転勤等により、本市の地震・津波リスクを知らない働き世代が国外・県外・市外から転入してきています。さらに、津波浸水想定区域内に要配慮者利用施設が多く立地しており、要配慮者が津波による被害にあう可能性があります。

上記より、地域住民や就労者等に対して地震・津波リスクに対する正しい理解・行動を促すとともに、近隣の避難等の支援を必要とする人を助ける共助の考え方を普及していくことが必要です。また、要配慮者利用施設の管理者に対しては、施設利用者の安全確保に係る検討を促すことが必要です。

(5) 復旧・復興に向けた事前の備え

本市では、最大クラスの津波が襲来した場合、産業拠点・居住地において、甚大な被害が想定されており、発災後の主要な交通軸となる緊急輸送道路においても浸水する区間が存在しています。上記より、被災からの迅速な復興に向けて、基幹産業や居住地のいち早い立ち直りに向けた平時からの備えや、発災時の応急対応を円滑に行える体制が必要です。

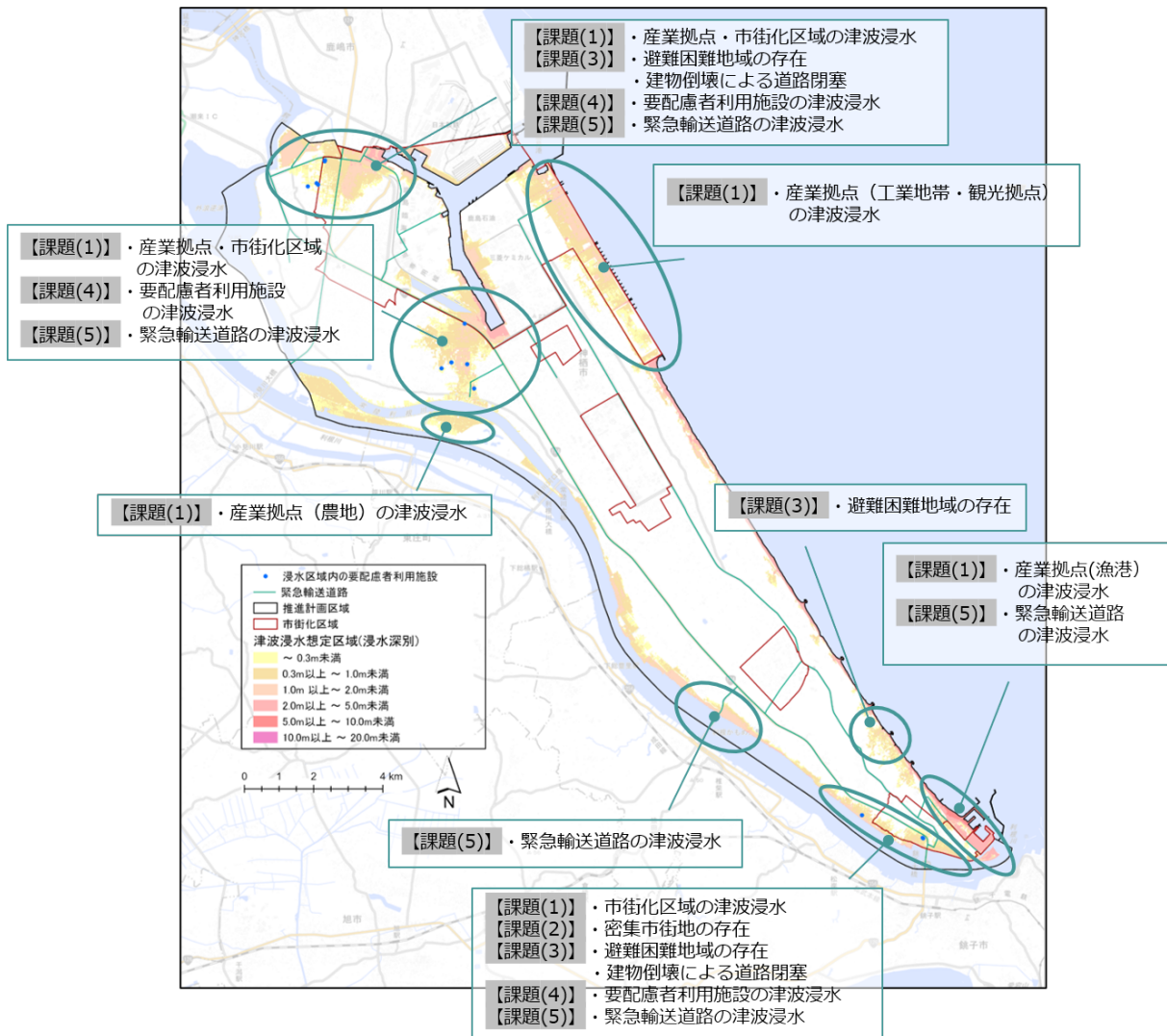


図 3-8 全市的な課題の位置図

第3節. 地域別の課題

本計画では、各地域で現況や災害リスク等の地域特性が様々であることを踏まえ、14の小学校区に港湾・工業地区を加えた計15地域ごとに課題を整理しました。

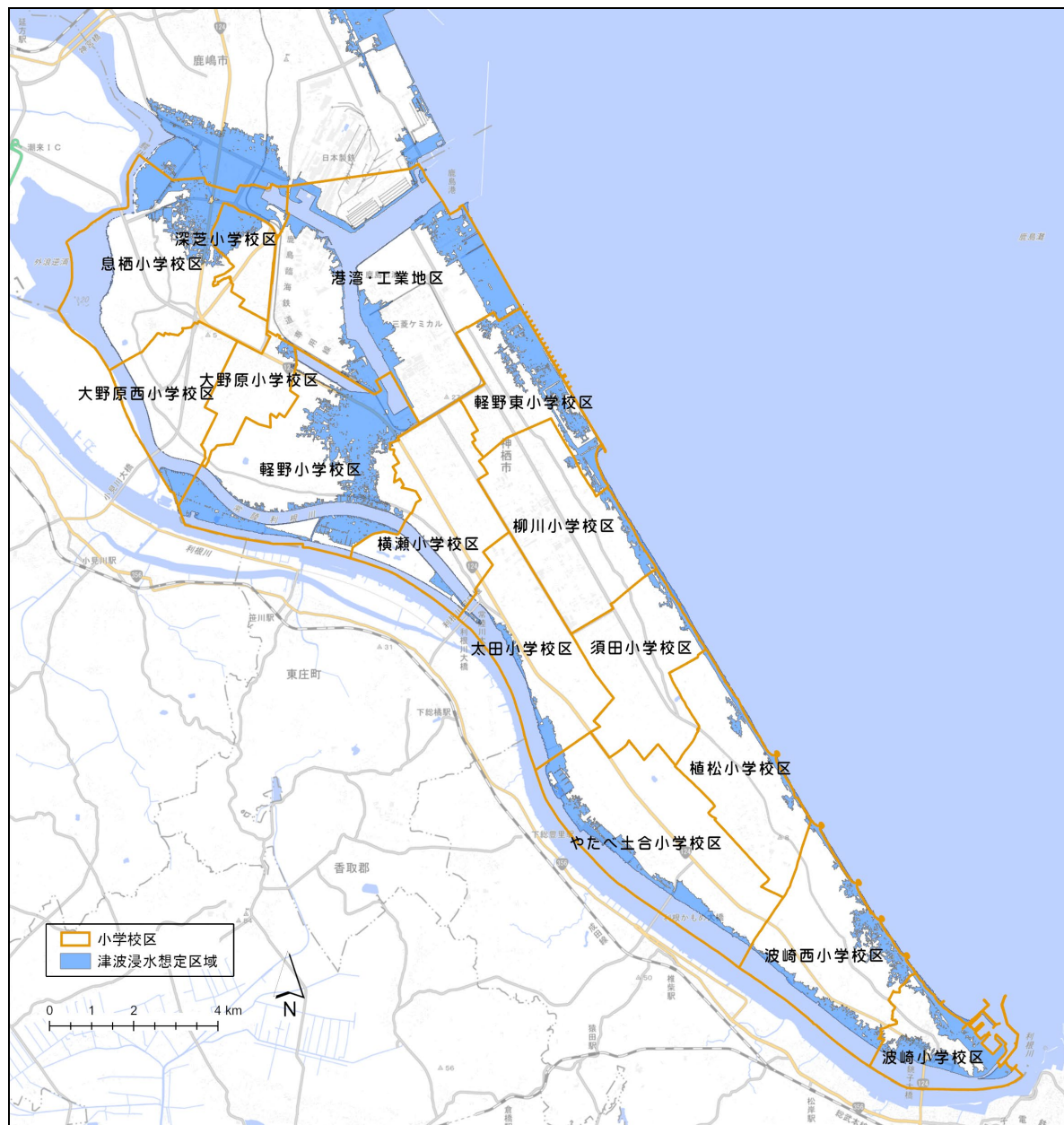
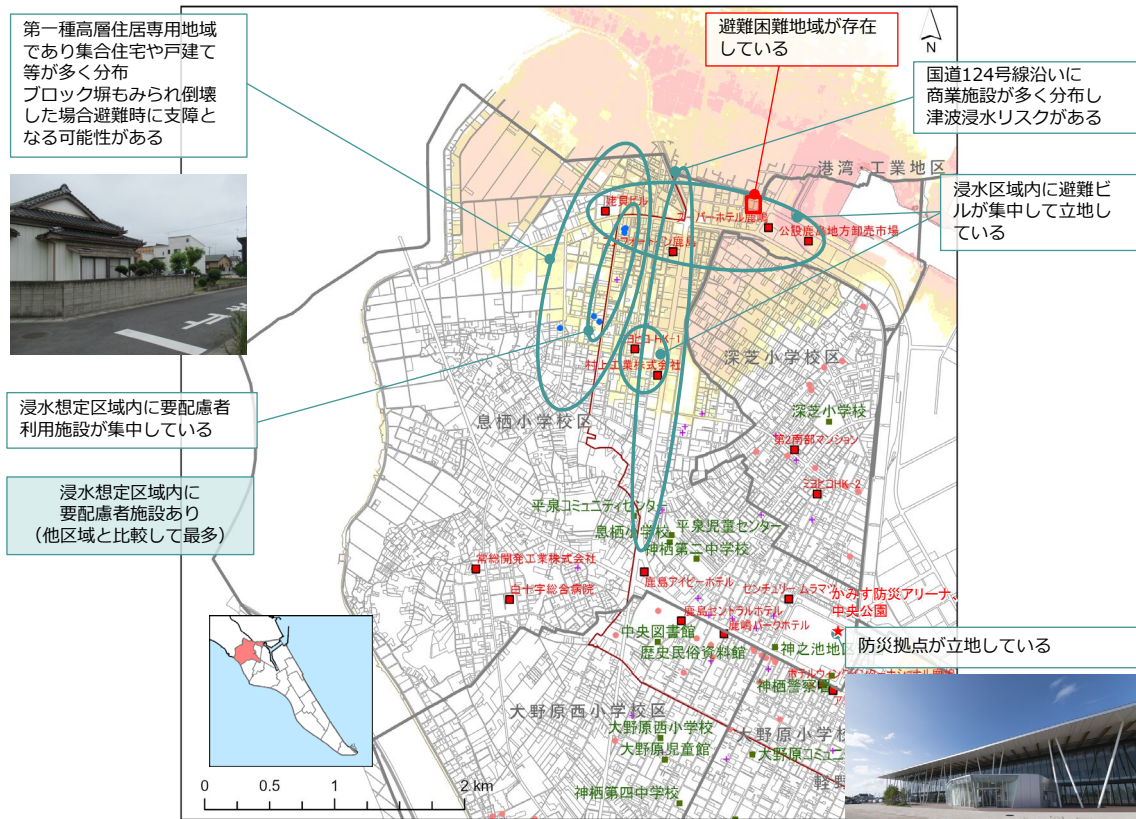


図 3-9 本計画における地域区分（小学校区）

(1) 息栖小学校区域

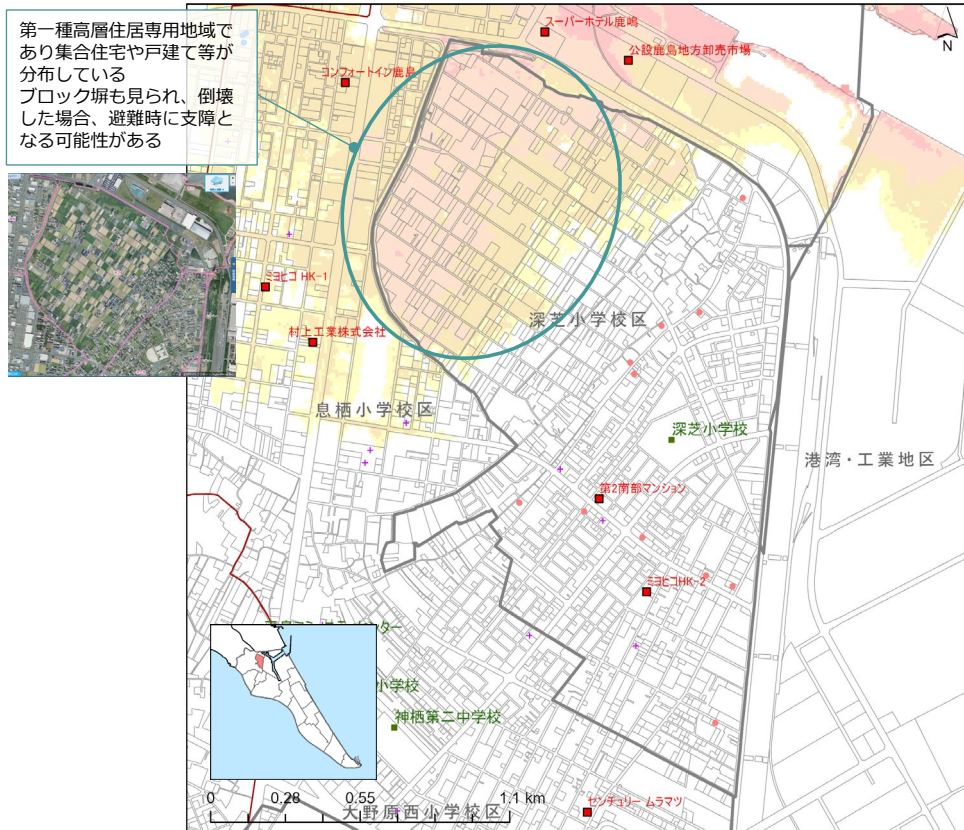
鹿嶋市との境である北部において、浸水深 0.3~5m 程度の浸水想定区域が広がっており、一部の地区では避難困難地域も存在します。浸水想定区域内では、主に住宅や商業施設が多く分布しています。地域にみられる課題として、浸水想定区域内に要配慮者利用施設が集中していることがあげられ、他の地域と比較しても最多となっています。



区域内人口	約 12,200 人	【現況図凡例】
区域内高齢者人口	約 2,270 人	
浸水区域内人口	約 2,130 人	施設 ■ 津波避難ビル ● 浸水区域内の要配慮者利用施設 ■ 公共公益施設 + 医療施設 ● コンビニ・スーパー等 土地利用 □ 市街化区域
浸水想定区域内の建物棟数	763 棟 (約 17%)	
主な施設	公共公益施設 6 件 医療施設 15 件 コンビニ・スーパー等 43 件	津波浸水想定区域(浸水深別) ■ ~ 0.3m未満 ■ 0.3m以上 ~ 1.0m未満 ■ 1.0m以上 ~ 2.0m未満 ■ 2.0m以上 ~ 5.0m未満 ■ 5.0m以上 ~ 10.0m未満 ■ 10.0m以上 ~ 20.0m未満
浸水想定区域内の要配慮者利用施設	認定こども園神栖第二おおぞら園、神栖ベビーランド、Kichi-Kuro、グループホームオレンジ庵、デイサービスセンターオレンジノート、ピースフルライフ太陽、陽だまりの郷	
津波避難ビル	コンフォートイン鹿島、鹿島アイビーホテル、常総開発工業株式会社、村上工業株式会社、姥貝ビル、センチュリー ムラマツ、ミヨヒコ HK-1、白十字総合病院、公設鹿島地方卸売市場、スーパーホテル鹿嶋	
指定緊急避難場所	息栖小学校、神栖第二中学校、平泉コミュニティセンター、かみす防災アリーナ、神栖市中央公園	

(2) 深芝小学校区域

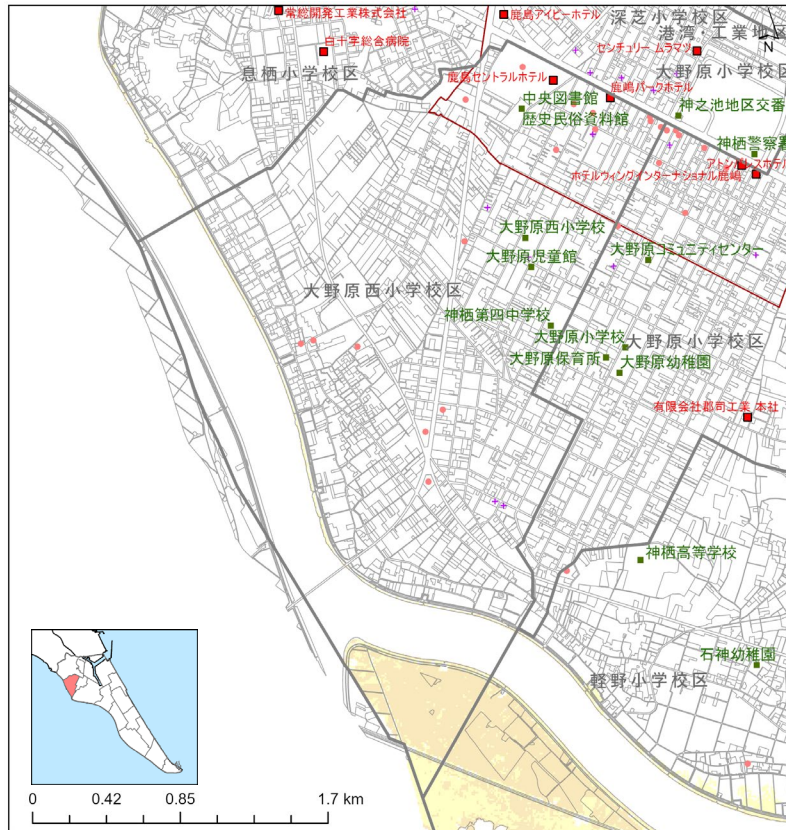
浸水深 0.3～2m程度の区域が北部に広がっています。浸水想定区域内は市街化区域となっており、集合住宅や戸建て等が分布しています。



区域内人口	約 6,990 人	【現況図凡例】
区域内高齢者人口	約 820 人	
浸水区域内人口	約 320 人	施設 ■ 津波避難ビル ● 浸水区域内の要配慮者利用施設 ■ 公共公益施設 + 医療施設 ● コンビニ・スーパー等 土地利用 市街化区域
浸水想定区域内の建物棟数	195 棟 (約 8%)	
主な施設	公共公益施設 1 件 医療施設 3 件 コンビニ・スーパー等 11 件	
浸水想定区域内の要配慮者利用施設	なし	
津波避難ビル	第 2 南部マンション、ミヨヒコ HK-2	
指定緊急避難場所	深芝小学校	

(3) 大野原西小学校区域

常陸利根川以南の地域に、浸水深 0.3～1m 程度の区域が広がっています。



区域内人口	約 8,060 人	【現況図凡例】 施設 ■ 津波避難ビル ● 浸水区域内の要配慮者利用施設 ■ 公共公益施設 + 医療施設 ● コンビニ・スーパー等 土地利用 市街化区域	津波浸水想定区域(浸水深別) ~ 0.3m未満 0.3m以上 ~ 1.0m未満 1.0m 以上 ~ 2.0m未満 2.0m以上 ~ 5.0m未満 5.0m以上 ~ 10.0m未満 10.0m以上 ~ 20.0m未満
区域内高齢者人口	約 1,450 人		
浸水区域内人口	少数人		
浸水想定区域内の建物棟数	0 棟 (0%)		
主な施設	公共公益施設 5 件 医療施設 5 件 コンビニ・スーパー等 21 件		
浸水想定区域内の要配慮者利用施設	なし		
津波避難ビル	鹿島セントラルホテル、鹿嶋パークホテル		
指定緊急避難場所	大野原西小学校、神栖第四小学校		

(4) 大野原小学校区域

北部に浸水深 0.3～1m 程度の区域が広がる。浸水想定区域内は工業地と一部住宅が見られます。



区域内人口	約 7,180 人	【現況図凡例】 施設 ■ 津波避難ビル ● 浸水区域内の要配慮者利用施設 ■ 公共公益施設 + 医療施設 ● コンビニ・スーパー等 土地利用 □ 市街化区域 津波浸水想定区域(浸水深別) ■ ~ 0.3m未満 ■ 0.3m以上 ~ 1.0m未満 ■ 1.0m 以上 ~ 2.0m未満 ■ 2.0m以上 ~ 5.0m未満 ■ 5.0m以上 ~ 10.0m未満 ■ 10.0m以上 ~ 20.0m未満
区域内高齢者人口	約 1,250 人	
浸水区域内人口	少数人	
浸水想定区域内の建物棟数	15 棟 (約 1%)	
主な施設	公共公益施設 4 件 医療施設 5 件 コンビニ・スーパー等 12 件	
浸水想定区域内の要配慮者利用施設	みつは こどもえん	
津波避難ビル	アトンプレスホテル、ホテルウィングインターナショナル鹿嶋、 有限会社郡司工業 本社	
指定緊急避難場所	大野原小学校、大野原コミュニティセンター	

(5) 港湾・工業区域

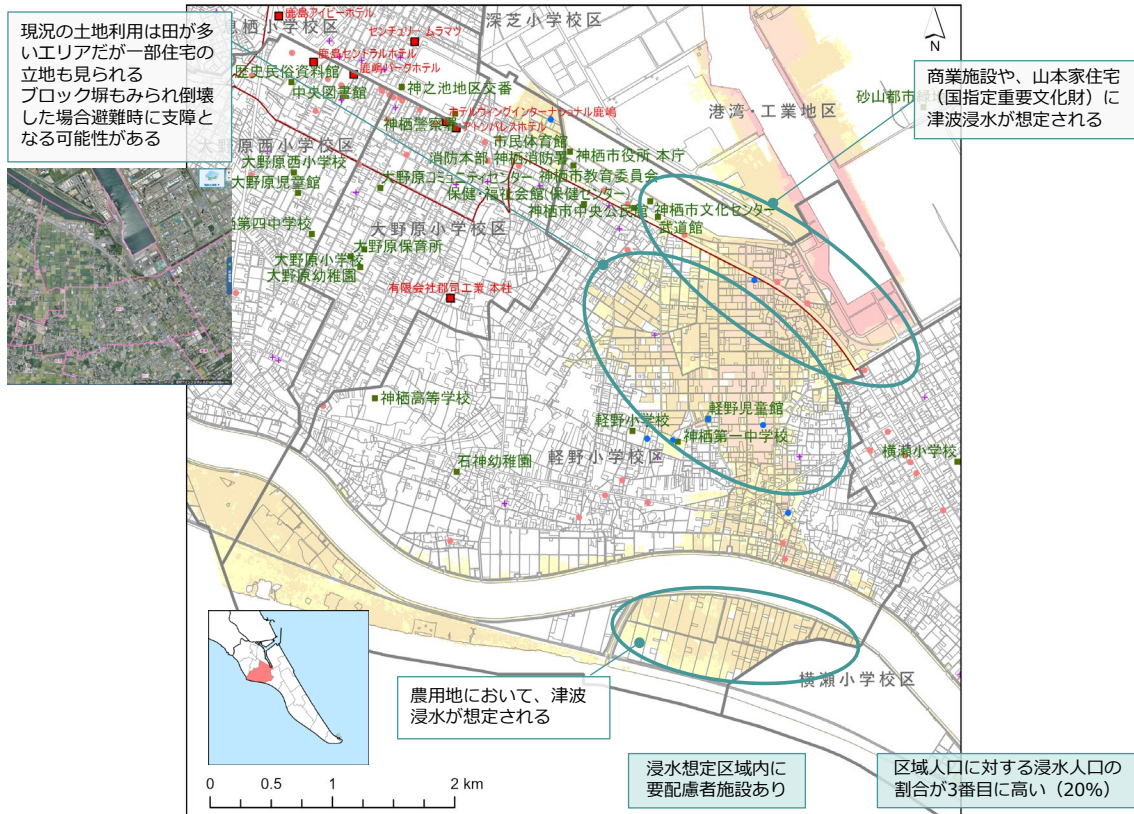
東部、沿岸に浸水深 0.3～2m 程度の区域が広がっています。浸水想定区域内にはコンビニナートが立地しています。



区域内人口	約 40 人	【現況図凡例】
区域内高齢者人口	約 10 人	
浸水区域内人口	少数人	施設 ■ 津波避難ビル ● 浸水区域内の要配慮者利用施設 ■ 公共公益施設 + 医療施設 ● コンビニ・スーパー等 土地利用 市街化区域
浸水想定区域内の建物棟数	27 棟 (約 13%)	
主な施設	公共公益施設 3 件 医療施設 0 件 コンビニ・スーパー等 0 件	津波浸水想定区域(浸水深別) ~ 0.3m未満 0.3m以上 ~ 1.0m未満 1.0m 以上 ~ 2.0m未満 2.0m以上 ~ 5.0m未満 5.0m以上 ~ 10.0m未満 10.0m以上 ~ 20.0m未満
浸水想定区域内の要配慮者利用施設	なし	
津波避難ビル	鹿島港湾合同庁舎	
指定緊急避難場所	砂山都市緑地	

(6) 軽野小学校区域

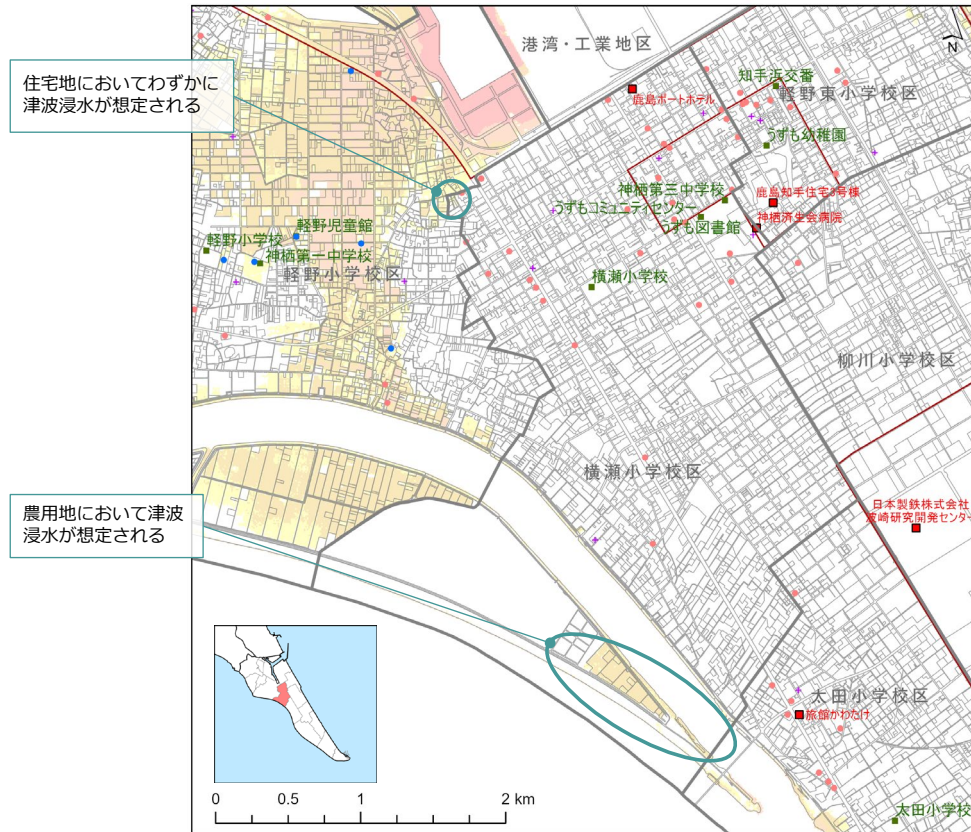
南公共埠頭周辺地域から常陸利根川にかけて、浸水深 0.3～2m 程度の区域が広がっています。常陸利根川以南の地域においても津波浸水が見られます。浸水想定区域内の土地利用として、国道 124 号周辺は商業施設が分布し、それより南の地域には農地が広がっており、宅地も散見されます。また、常陸利根川以南の地域にも農地が存在します。加えて、山本家住宅（国指定重要文化財）の津波浸水や区域内人口の多くが浸水想定区域内に存在している地域です。



区域内人口	約 7,080 人	【現況図凡例】
区域内高齢者人口	約 1,640 人	
浸水区域内人口	約 1,400 人	施設 ■ 津波避難ビル ● 浸水区域内の要配慮者利用施設 ■ 公共公益施設 + 医療施設 ● コンビニ・スーパー等 土地利用 □ 市街化区域
浸水想定区域内の建物棟数	681 棟 (約 24%)	
主な施設	公共公益施設 14 件 医療施設 7 件 コンビニ・スーパー等 15 件	津波浸水想定区域(浸水深別) ■ ~ 0.3m未満 ■ 0.3m以上 ~ 1.0m未満 ■ 1.0m 以上 ~ 2.0m未満 ■ 2.0m以上 ~ 5.0m未満 ■ 5.0m以上 ~ 10.0m未満 ■ 10.0m以上 ~ 20.0m未満
浸水想定区域内の要配慮者利用施設	神栖市立軽野小学校、神栖市立神栖第一中学校、軽野児童館、軽野保育園 ワイズデンタルクリニック	
津波避難ビル	なし	
指定緊急避難場所	軽野小学校、神栖第一中学校、神栖高校、神栖市中央公民館及び文化センター、神栖市武道館、神栖市保健・福祉会館	

(7) 横瀬小学校区域

常陸利根川以南の地域に、浸水深 0.3～1m 程度の区域が広がっており、農地利用されています。



区域内人口	約 7,980 人	【現況図凡例】
区域内高齢者人口	約 1,590 人	
浸水区域内人口	約 20 人	施設 ■ 津波避難ビル ● 浸水区域内の要配慮者利用施設 ■ 公共公益施設 + 医療施設 ● コンビニ・スーパー等 土地利用 □ 市街化区域
浸水想定区域内の建物棟数	7 棟 (約 1%)	
主な施設	公共公益施設 4 件 医療施設 6 件 コンビニ・スーパー等 27 件	津波浸水想定区域(浸水深別) ■ ~ 0.3m未満 ■ 0.3m以上 ~ 1.0m未満 ■ 1.0m 以上 ~ 2.0m未満 ■ 2.0m以上 ~ 5.0m未満 ■ 5.0m以上 ~ 10.0m未満 ■ 10.0m以上 ~ 20.0m未満
浸水想定区域内の要配慮者利用施設	なし	
津波避難ビル	鹿島ポートホテル、神栖済生会病院	
指定緊急避難場所	横瀬小学校、神栖第三中学校、うずもコミュニティセンター	

(8) 軽野東小学校区域

海沿い地域に浸水深 0.3～2m 程度の区域が広がっています。浸水想定区域内では、運動公園やオートキャンプ場などの観光拠点があり、工業地も立地しています。市内外の来訪者や就業者への被害が懸念されています。



区域内人口	約 6,460 人	【現況図凡例】
区域内高齢者人口	約 1,070 人	
浸水区域内人口	約 420 人	
浸水想定区域内の建物棟数	165 棟 (約 7%)	
主な施設	公共公益施設 9 件 医療施設 5 件 コンビニ・スーパー等 15 件	施設 ■ 津波避難ビル ● 浸水区域内の要配慮者利用施設 ■ 公共公益施設 + 医療施設 ● コンビニ・スーパー等 土地利用 市街化区域
浸水想定区域内の要配慮者利用施設	なし	津波浸水想定区域(浸水深別) $\sim 0.3\text{m}$ 未満 0.3m以上 $\sim 1.0\text{m}$ 未満 1.0m 以上 $\sim 2.0\text{m}$ 未満 2.0m以上 $\sim 5.0\text{m}$ 未満 5.0m以上 $\sim 10.0\text{m}$ 未満 10.0m以上 $\sim 20.0\text{m}$ 未満
津波避難ビル	株式会社ウインド・パワー本社、市営海浜第一住宅 A, B, C, D 棟、市営海浜第二住宅 E, F, G, H 棟、市営海浜第三住宅 I, J 棟、鹿島知手住宅 3 号棟	
指定緊急避難場所	軽野東小学校	

(9) 柳川小学校区域

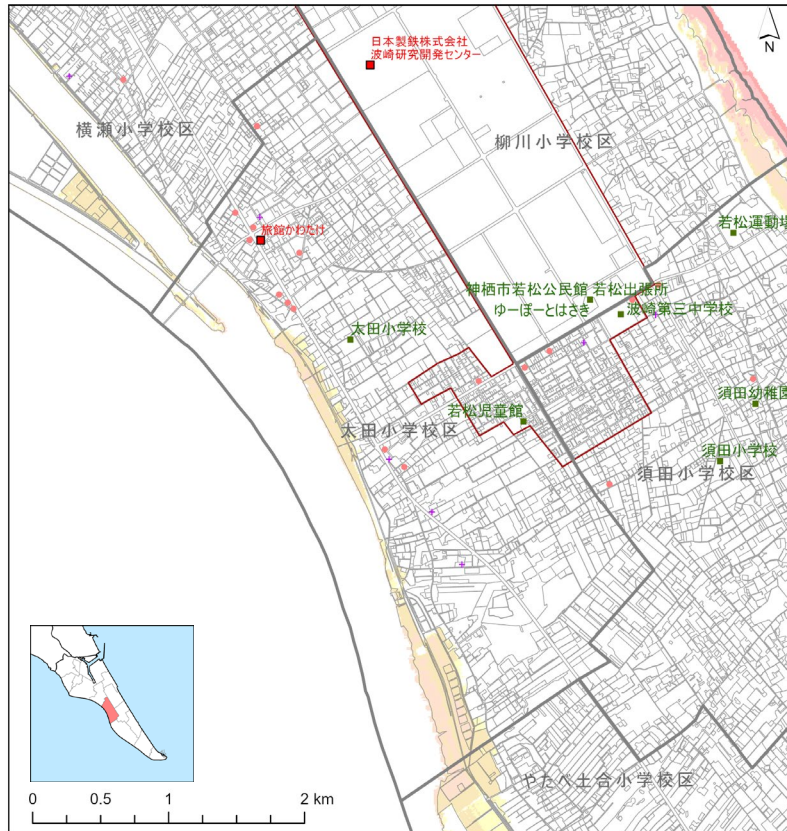
海沿いの地域に浸水深 0.3～5m 程度の区域が広がっており、浸水想定区域内の一部で住宅が見られます。浸水深が 2m 未満であるため、倒壊の危険性は低いものの、家屋への浸水被害の懸念があります。



区域内人口	約 2,800 人	【現況図凡例】	
区域内高齢者人口	約 610 人		
浸水区域内人口	約 4 人	施設 ■ 津波避難ビル ● 浸水区域内の要配慮者利用施設 ■ 公共公益施設 + 医療施設 ● コンビニ・スーパー等 土地利用 □ 市街化区域	
浸水想定区域内の建物棟数	2 棟 (約 1%)		
主な施設	公共公益施設	5 件	津波浸水想定区域(浸水深別) ■ ~ 0.3m 未満 ■ 0.3m 以上 ~ 1.0m 未満 ■ 1.0m 以上 ~ 2.0m 未満 ■ 2.0m 以上 ~ 5.0m 未満 ■ 5.0m 以上 ~ 10.0m 未満 ■ 10.0m 以上 ~ 20.0m 未満
	医療施設	0 件	
	コンビニ・スーパー等	2 件	
浸水想定区域内の要配慮者利用施設	なし		
津波避難ビル	日本製鉄株式会社 波崎研究開発センター		
指定緊急避難場所	柳川小学校、波崎柳川高校、神栖市若松公民館		

(10) 太田小学校区域

利根川沿いの地域に浸水深 0.3～2m 程度の区域があります。



区域内人口	約 3,850 人	【現況図凡例】 施設 ■ 津波避難ビル ● 浸水区域内の要配慮者利用施設 ■ 公共公益施設 + 医療施設 ● コンビニ・スーパー等 土地利用 市街化区域 津波浸水想定区域(浸水深別) ~ 0.3m未満 0.3m以上 ~ 1.0m未満 1.0m以上 ~ 2.0m未満 2.0m以上 ~ 5.0m未満 5.0m以上 ~ 10.0m未満 10.0m以上 ~ 20.0m未満
区域内高齢者人口	約 880 人	
浸水区域内人口	少数人	
浸水想定区域内の建物棟数	1 棟 (約 1%)	
主な施設	公共公益施設 2 件 医療施設 4 件 コンビニ・スーパー等 11 件	
浸水想定区域内の要配慮者利用施設	なし	
津波避難ビル	旅館かわたけ	
指定緊急避難場所	太田小学校	

(11) 須田小学校区域

海沿いの地域において、浸水深 0.3～5m 程度の地域が広がっており、浸水想定区域内の一部で住宅が見られます。浸水深が 2m 未満であるため、倒壊の危険性は低いものの、家屋への浸水被害の懸念があります。



区域内人口	約 4,880 人	【現況図凡例】 施設 ■ 津波避難ビル ● 浸水区域内の要配慮者利用施設 ■ 公共公益施設 + 医療施設 ● コンビニ・スーパー等 土地利用 □ 市街化区域 津波浸水想定区域(浸水深別) ■ ~ 0.3m未満 ■ 0.3m以上 ~ 1.0m未満 ■ 1.0m 以上 ~ 2.0m未満 ■ 2.0m以上 ~ 5.0m未満 ■ 5.0m以上 ~ 10.0m未満 ■ 10.0m以上 ~ 20.0m未満
区域内高齢者人口	約 1,040 人	
浸水区域内人口	約 20 人	
浸水想定区域内の建物棟数	4 棟 (約 1%)	
主な施設	公共公益施設 4 件 医療施設 2 件 コンビニ・スーパー等 6 件	
浸水想定区域内の要配慮者利用施設	なし	
津波避難ビル	なし	
指定緊急避難場所	須田小学校、波崎第三中学校	

(12) やたべ土合小学校区域

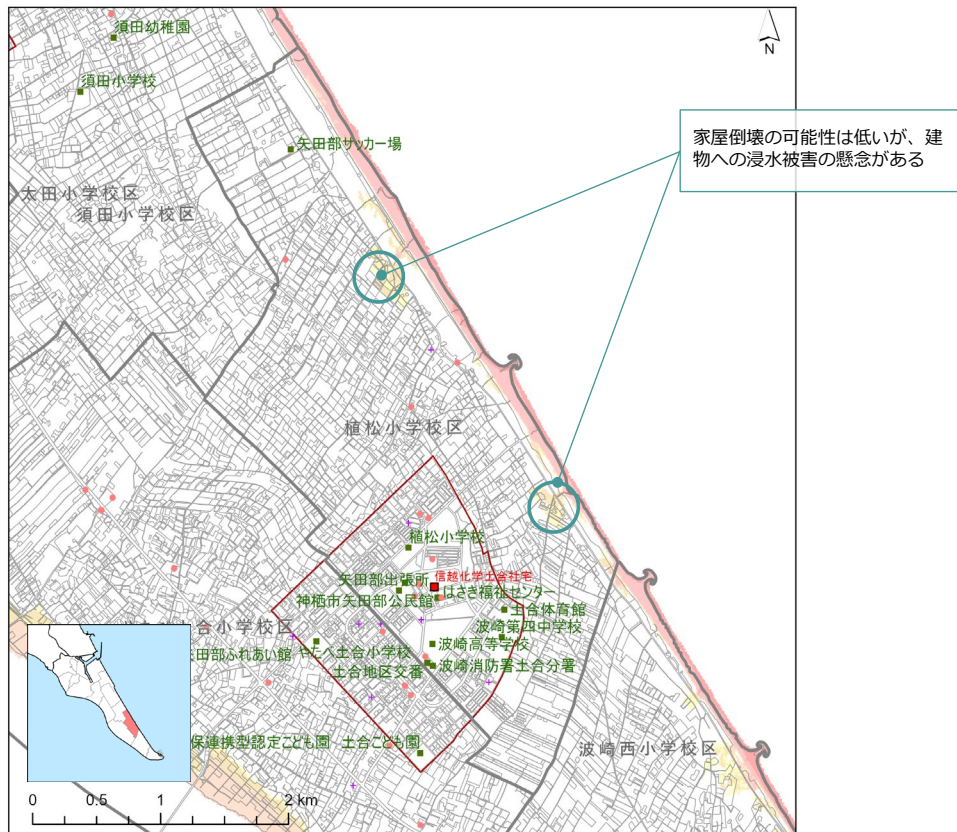
国道 124 号以南の地域に、浸水深 0.3～2m 程度の区域が広がっています。浸水想定区域内は主に住宅が分布しています。



区域内人口	約 6,420 人	【現況図凡例】
区域内高齢者人口	約 1,680 人	
浸水区域内人口	少数人	
浸水想定区域内の建物棟数	1 棟 (約 1%)	
主な施設	公共公益施設 4 件 医療施設 7 件 コンビニ・スーパー等 15 件	施設 ■ 津波避難ビル ● 浸水区域内の要配慮者利用施設 ■ 公共公益施設 + 医療施設 ● コンビニ・スーパー等 土地利用 □ 市街化区域
浸水想定区域内の要配慮者利用施設	なし	津波浸水想定区域(浸水深別) ■ ~ 0.3m未満 ■ 0.3m以上 ~ 1.0m未満 ■ 1.0m 以上 ~ 2.0m未満 ■ 2.0m以上 ~ 5.0m未満 ■ 5.0m以上 ~ 10.0m未満 ■ 10.0m以上 ~ 20.0m未満
津波避難ビル	なし	
指定緊急避難場所	やたべ土合小学校、波崎第二中学校、旧矢田部小学校	

(13) 植松小学校区域

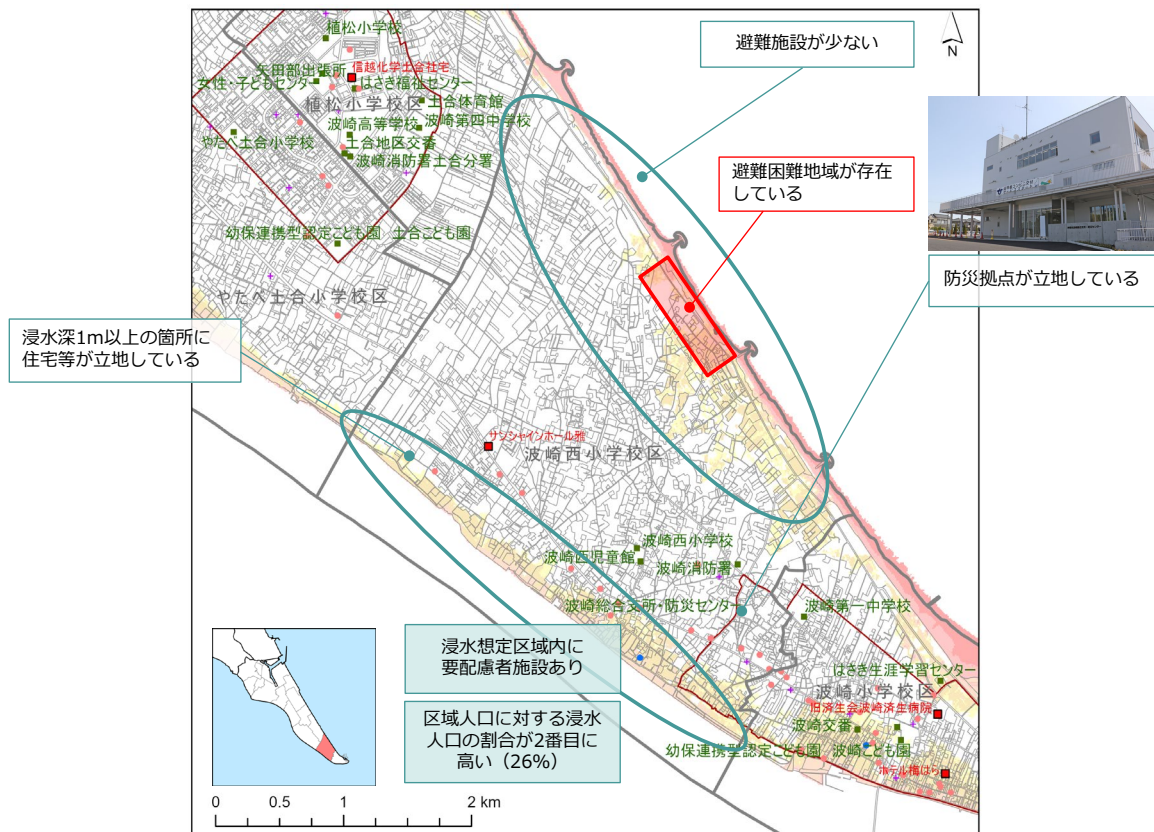
海沿いの地域において、浸水深 0.3～5m 程度の地域が広がっており、浸水想定区域内の一部で住宅が見られます。浸水深が 2m 未満であるため、倒壊の危険性は低いものの、家屋への浸水被害の懸念があります。



区域内人口	約 6,800 人	【現況図凡例】
区域内高齢者人口	約 1,310 人	
浸水区域内人口	約 3 人	施設 ■ 津波避難ビル ● 浸水区域内の要配慮者利用施設 ■ 公共公益施設 + 医療施設 ● コンビニ・スーパー等 土地利用 □ 市街化区域
浸水想定区域内の建物棟数	8 棟 (約 1%)	
主な施設	公共公益施設 11 件 医療施設 4 件 コンビニ・スーパー等 11 件	津波浸水想定区域(浸水深別) ■ ~ 0.3m 未満 ■ 0.3m 以上 ~ 1.0m 未満 ■ 1.0m 以上 ~ 2.0m 未満 ■ 2.0m 以上 ~ 5.0m 未満 ■ 5.0m 以上 ~ 10.0m 未満 ■ 10.0m 以上 ~ 20.0m 未満
浸水想定区域内の要配慮者利用施設	なし	
津波避難ビル	信越化学土合社宅	
指定緊急避難場所	植松小学校、波崎第四中学校、波崎高校、神栖市矢田部公民館、はさき福祉センター、土合体育館、土合緑地	

(14) 波崎西小学校区域

海沿いと利根川沿いの地域に浸水深 0.3~2m 程度の地域が広がっており、一部の地区では避難困難地域も存在します。浸水想定区域内では、浸水深 1m 以上の地域に住宅があり、要配慮者利用施設も立地しています。海沿いの浸水想定区域内には避難施設が少ないという課題も見られ、区域人口に対する浸水人口の割合が高い地域となっています。



区域内人口	約 4,850 人	【現況図凡例】	
区域内高齢者人口	約 1,390 人		
浸水区域内人口	約 1,260 人	施設 ■ 津波避難ビル ● 浸水区域内の要配慮者利用施設 ■ 公共公益施設 + 医療施設 ● コンビニ・スーパー等 土地利用 市街化区域	
浸水想定区域内の建物棟数	346 棟 (約 19%)		
主な施設	公共公益施設	4 件	津波浸水想定区域(浸水深別) ■ ~ 0.3m未済 ■ 0.3m以上 ~ 1.0m未済 ■ 1.0m 以上 ~ 2.0m未済 ■ 2.0m以上 ~ 5.0m未済 ■ 5.0m以上 ~ 10.0m未済 ■ 10.0m以上 ~ 20.0m未済
	医療施設	2 件	
	コンビニ・スーパー等	15 件	
浸水想定区域内の要配慮者利用施設	グループホーム はさき寿長生の家		
津波避難ビル	サンシャインホール雅		
指定緊急避難場所	波崎西小学校、波崎総合支所・防災センター		

(15) 波崎小学校区域

漁港周辺や利根川沿いの地域に浸水深 0.3～5m 程度の区域が広がっており、一部の地区では避難困難地域も存在します。津波浸水想定区域内は住宅が分布し、商業施設や要配慮者利用施設も立地しています。市街化区域と津波浸水想定区域が重複しており、区域人口に対する浸水人口の割合が市内で最多となる地域です。また、密集住宅や狭隘道路が存在する地域もあります。



区域内人口	約 6,480 人	【現況図凡例】
区域内高齢者人口	約 2,030 人	
浸水区域内人口	約 2,290 人	施設 ■ 津波避難ビル ● 浸水区域内の要配慮者利用施設 ■ 公共公益施設 + 医療施設 ● コンビニ・スーパー等 土地利用 □ 市街化区域
浸水想定区域内の建物棟数	1,017 棟 (約 38%)	
主な施設	公共公益施設 7 件 医療施設 7 件 コンビニ・スーパー等 32 件	津波浸水想定区域(浸水深別) ■ ~ 0.3m未満 ■ 0.3m以上 ~ 1.0m未満 ■ 1.0m以上 ~ 2.0m未満 ■ 2.0m以上 ~ 5.0m未満 ■ 5.0m以上 ~ 10.0m未満 ■ 10.0m以上 ~ 20.0m未満
浸水想定区域内の要配慮者利用施設	小田医院	
津波避難ビル	旧済生会波崎済生病院、ホテル梅はら、市営豊ヶ崎住宅 A 棟、市営豊ヶ崎住宅 B 棟	
指定緊急避難場所	波崎小学校、波崎第一中学校、波崎東ふれあいセンター、波崎灯台跡公園、波崎集落緑地広場	

第4章 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針

本章では、本市における津波防災地域づくり上の課題を踏まえ、関連計画で示される目指すべきまちの姿と整合を図った津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針を示します。

第1節 津波防災地域づくり推進の基本的な方針

(1) 本市の基本方針

基本方針

津波から人命と産業を守り、誰もが安心して
住み続けられる持続可能なまち かみす

第2次神栖市総合計画では、市民との協働による市民本位のまちづくりに取り組み、自然環境と産業が調和し、潤いと安らぎ、安全・安心を兼ね備えた「住み続けたくなるまち」として発展していくことを目指しています。また、農水産業の振興や鹿島臨海工業地帯を核とした企業の立地促進、公共施設や商業・業務施設などの集積化により、県内有数の中核都市への変革を志しています。

神栖市都市計画マスタープランでは、「人 自然 産業 共に創る安心なまち かみす」を将来都市像として、社会的・経済的・環境的に持続可能なまちの実現に向けて3つの基本理念を掲げています。一つ目は「社会的に持続可能なまちの実現：市民がいつまでも健康で文化的な生活が続けられる都市へ」としており、市民が主体となって魅力ある都市づくりを進めていくことを重要としています。二つ目は「経済的に持続可能なまちの実現：人、自然、産業が共存できる多様性のある柔軟な都市へ」としており、農業・工業・商業など活力のある産業の場と人々が生活する場が良好な関係を保ち、社会変化に柔軟な都市を創造することが考えられています。三つ目は「環境的に持続可能なまちの実現：環境負荷を小さくする都市へ」としており、環境負荷の小さい都市構造を作り上げるだけでなく、施設の更新や長寿命化などを進めていくとしています。

第3章で示したとおり、上記の関連計画で示されている市民の暮らしの拠点および市の魅力である産業（鹿島臨海工業地帯および農水産業拠点）において、地震・津波による被害が懸念されています。その現状と第2次神栖市総合計画に掲げる将来像、神栖市都市計画マスタープランの将来都市像と基本理念を踏まえ、「津波から人命と産業を守り、誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち かみす」を本計画の基本方針として設定します。

(2) 取組方針

第3章で示す本市における津波防災地域づくりの課題の解消と「津波から人命と産業を守り、誰もが安心して住み続けられる持続可能まち かみす」の実現に向けて、5つの取組方針を設定します。

方針① 津波リスクを減らす施設づくり

津波から人命や財産を守るため、防潮堤等の海岸保全施設の整備を行うとともに、最大クラスの津波に対しては、防潮堤を越流しても減災効果が発揮されるよう、粘り強い構造を施すなど、海岸保全施設や港湾施設において津波対策を実施していきます。また、河川管理施設や砂丘、保安林など、津波に対して減災効果を発揮する施設の整備促進を図っていきます。

方針② 地震・津波に強いまちづくり

地震による被害を軽減するため、建物やライフライン施設の耐震化に努め、古い建物が密集している市街地においては、火災延焼による被害拡大を防ぐような取組を進めます。また、津波による被害を軽減するため、行政関連施設や要配慮者に関わる施設等については、津波浸水の危険性が低い場所に立地するよう整備を進めていきます。

方針③ 津波から逃げる環境づくり

防災意識の向上に資する取組を推進し、災害時における避難行動の理解を促進していきます。そのためにも地域や事業者の協力のもと、防災訓練を定期的を実施し、確実に避難ができる体制を構築していきます。また、津波避難ビルの指定を引き続き行うとともに、避難施設・避難路の整備を進め、津波災害時に円滑な避難が行われるように努めます。

方針④ 地震・津波に強いコミュニティづくり

地域コミュニティを基盤とした自主防災活動を促すため、自主防災組織の結成を促進していきます。また、組織活動の充実を図るため地域における防災リーダーの育成や防災リーダー間の連携強化にも努めます。加えて、情報伝達の円滑化や平時からの要配慮者支援体制の構築、家庭及び地域における備蓄の啓発を行うなど、市民や事業者が単独・共同で災害時に行動できる地域づくりを支援していきます。

方針⑤ いち早い復旧・復興を行う体制づくり

被災後の復旧、復興を迅速に進めるため、緊急輸送道路などの道路ネットワークの強化や応急仮設住宅に係る取組などを行っていきます。また、災害時に迅速かつ広域的な応援協力を実現すべく、事業者との連携の強化や早期復旧に向けた業務継続計画策定の支援に努めます。

第5章 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方

本市では、第4章で設定した取組方針に対して、土地利用施策および警戒避難体制の構築等をはじめとする事業を展開していきます。本章では、津波防災地域づくり推進の基本的な方針と関連計画との整合を踏まえ、計画の柱となる土地利用および警戒避難体制に係る基本的な考え方について示します。

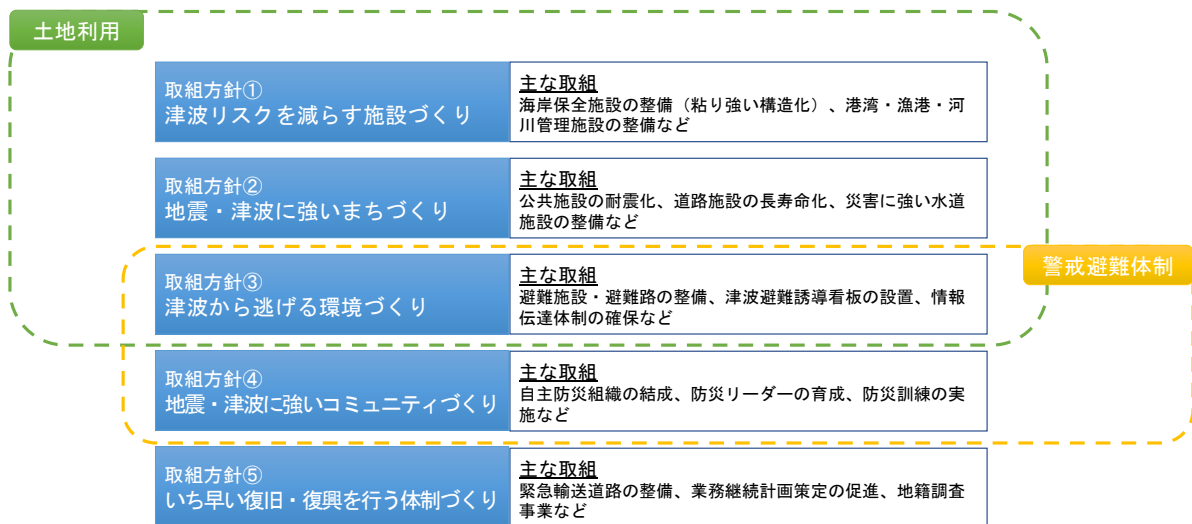


図 5-1 取組方針に対する土地利用と警戒避難体制の位置づけ

第1節. 土地利用

本市の津波浸水想定、土地利用の現況、神栖市都市計画マスタープランで示されている土地利用に関する方針を踏まえ、本市の基本方針の実現に向けた土地利用に関する基本的な考え方を以下に示します。

(1) 神栖市都市計画マスタープランでの土地利用に関する方針との整合

神栖市都市計画マスタープランで定められている土地利用に関する方針について、4つの地区を小学校区単位で分類して整理しました。(表 5-1、表 5-2)

神栖市都市計画マスタープランで示されている土地利用に関する方針に即すとともに、建物の新築や建て替え、都市施設の整備などと合わせて、地震・津波の被害を軽減させ、市民が安全・安心に暮らせるよう、土地利用に関する施策について長期的に取り組みます。

表 5-1 小学校区ごとの土地利用に関する方針（1/2）

【区域】 小学校区	土地利用に関する方針
<p>【北部地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 息栖 ・ 深芝 ・ 大野原西 ・ 大野原 ・ 軽野 	<p>[市街化区域における土地利用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 大野原地区、神栖地区、深芝南地区などの市街化区域内の面的に整備された住宅地については、効果的な都市計画制度を活用しながら、緑豊かでゆとりある住環境の創出を図ります。 ➤ 深芝豊田・昭田地区など未利用地が多く残る地区においては、地域の実情に応じて、用途の見直しを含めた地区計画など諸制度を導入しながら、周辺の商業・業務系施設の立地環境と調和した良好な市街地の形成を図ります。 ➤ 住宅が建設可能な区域指定エリアにおいては、無秩序な住宅・集落の散在や空き地・空き家の増加の抑制に努めながら、計画的かつ適正な密度構成に基づく住宅機能の誘導や周辺の自然環境と調和したゆとりある住環境の形成を図ります。 <p>[市街化調整区域における土地利用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 河川沿いに広がる優良な農地については、生産基盤の充実に努めながら、美しい田園景観の保全に努めます。
<p>【中部地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横瀬 ・ 太田 ・ 軽野東 ・ 柳川 ・ 須田 	<p>[市街化区域における土地利用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 買い物など日常生活サービス機能を港南通り沿道側へと集積を図りながら、背後に広がる住宅系市街地の良好な住環境の維持・形成を図り、豊かな生活の場として環境の充実に努めます。 ➤ 既存の住宅・工業の用途が混在するエリアにおいては、産業系土地利用に配慮した住環境の維持に努めます。幹線道路沿道に産業系施設等の立地を誘導するなど、住宅地内の用途の混在を防ぎます。 ➤ 区域指定制度により住宅系土地利用が許容されているエリアについては、地区計画やまちづくり協定などの諸制度の導入により、適正な密度構成を保ちながら、周辺の田園環境と調和した住環境を維持し、住宅・集落の散在や空き地・空き家の増加を抑制する土地利用を図ります。 <p>[市街化調整区域における土地利用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 集落地においては、生け垣に囲まれた緑豊かな住宅など、特徴的な田園景観の保全を図りながら、営農環境と調和のとれた良好な住環境の整備に努めます。

表 5-2 小学校区ごとの土地利用に関する方針 (2/2)

【区域】 小学校区	土地利用に関する方針
【南部地区】 ・ やたべ土合 ・ 植松 ・ 波崎西 ・ 波崎	<p>[市街化区域における土地利用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 波崎総合支所周辺や海老台周辺の住宅地においては、商業・業務地区などの周辺環境に十分配慮した、調和のとれた良好な住環境の形成を図ります。 ➤ 土合市街地・波崎市街地において、市民生活を支える機能を相互に活用できる商業・業務・保健・福祉・医療エリアを形成し、利便性の向上を図ります。 <p>[市街化調整区域における土地利用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 既存の集落地については、特徴的な田園景観の保全に努めつつ、営農環境と調和のとれた良好な住環境の整備に努めます。
【港湾・工業】 ・ 港湾・工業	<p>[市街化区域における土地利用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 産業構造の変化、ICT化等の変化に対応した機能更新や適切な機能集約を促進します。

(2) 地震・津波に強い市街地の形成

土地利用施策は、耐震性の高い建物への建て替え、建物の建て替えにあわせた道路の拡幅、土地の嵩上げや津波の浸水深より高い階層での居住などの啓発を行うとともに、その地域に適した施策を地域住民や事業者と連携しながら検討していきます。

(3) 津波防災施策と土地利用施策の考え方

津波対策施設の整備によって津波による被害の軽減を目指すため、豊かな自然環境や景観を著しく損なうことを避けつつ、防災と生活や産業との調和を図り、適正に土地利用を誘導していきます。

第2節. 警戒避難体制の整備

津波発生時の避難対策は、神栖市地域防災計画に示されている津波避難に係る考え方と整合を図り、本計画の方針に沿って作成・更新する津波避難計画・津波ハザードマップにより、推進するものとします。

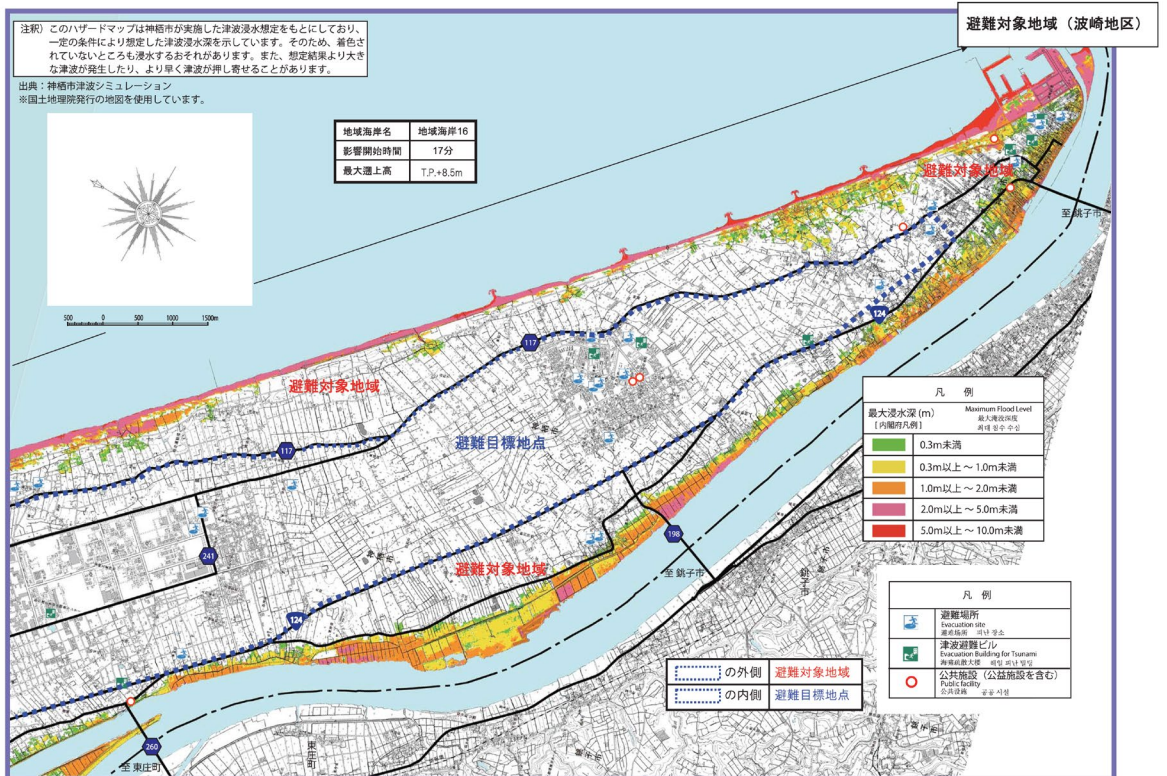
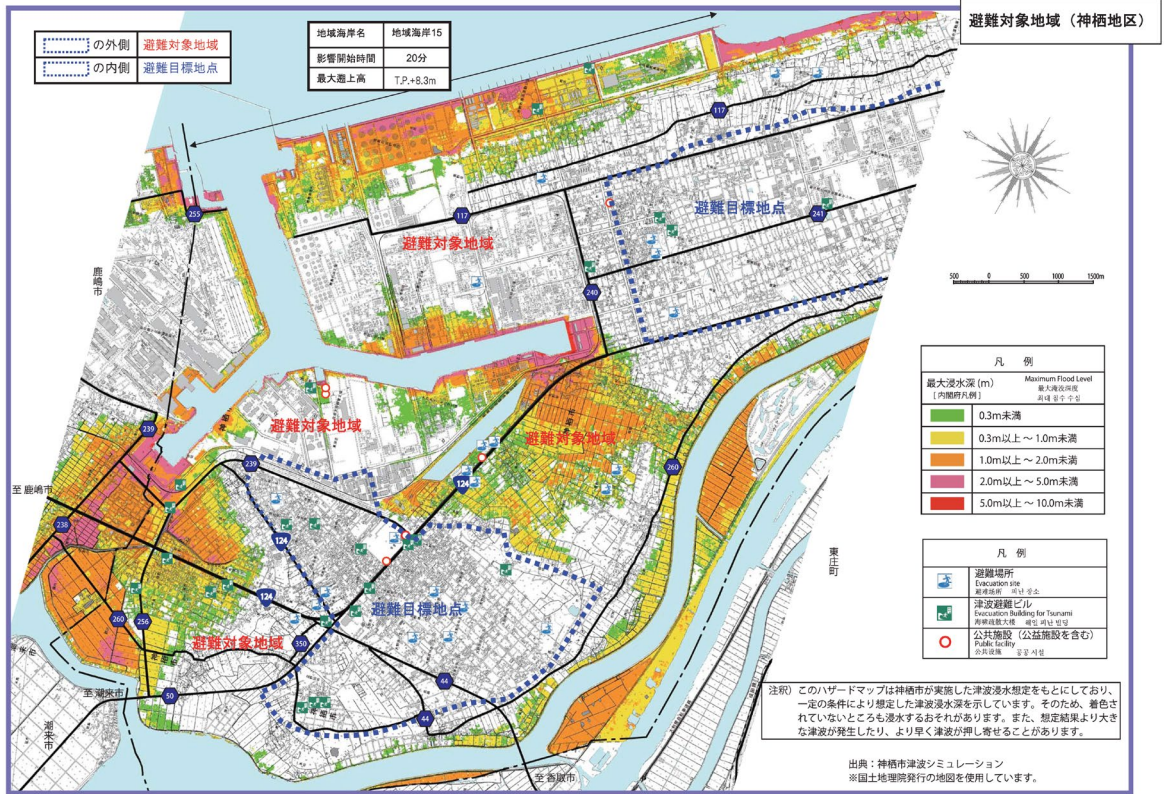
避難対象地域は、津波浸水想定区域を基本するも安全を考慮し、広めに設定しています。本市は全体的に平坦で高台が少ないため、避難目標地点を避難対象地域を除く内陸部全域としていますが、津波避難困難地域においては、最寄りの津波避難ビル等の活用も含めた避難を検討します。

また、迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則とし、地域の実情を踏まえた短時間で避難が可能となるまちづくりを目指していきます。

なお、県の津波災害警戒区域が指定された場合は、当該区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとします。

- (1) 人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 津波避難訓練の実施に関する事項
- (4) 警戒区域内にあって、利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等
- (5) (1)～(4)に掲げるもののほか、津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

出典：神栖市地域防災計画（平成30年度改訂）津波災害対策計画



出典：神栖市津波避難計画（平成 29 年 3 月）

図 5-2 避難対象地域等の設定

(1) 避難場所・施設の確保

津波の避難困難地域では、『現地点より高い場所に逃げる』の考え方を基本とし、以下の基準に基づき、指定緊急避難場所の指定や津波避難ビル等の確保に努めます。

また、周囲に避難場所や津波避難ビル等がない場合には、避難困難地域の解消に向けて避難施設の整備を検討していきます。

(指定・確保の基準)

「指定緊急避難場所」

津波に対する指定緊急避難場所は、次の基準により指定します。

- (1) 津波避難ビル及津波浸水想定区域の外側に立地していること
- (2) 津波浸水想定区域内に立地している場合は、次の基準を満たしていること
 - ・ 地震・津波に対し安全な構造を有している
 - ・ 想定浸水深以上の高さに避難スペースを確保できる
 - ・ 避難スペースまでの避難経路が確保されている

「津波避難ビル」

津波避難ビルは、次の基準により確保します。

- (1) 津波浸水想定区域内に立地する民間施設で、地震・津波に対し安全な構造を有しており、3階相当以上の高さに避難スペースを確保できること
- (2) 避難スペースまでの経路が確保されていること
- (3) 24時間対応で避難者の受け入れが可能であること
- (4) 津波災害時に支障なく市民が使用可能であること

※津波避難ビルの指定にあたっては、ビルの管理者と津波避難ビルとしての活用に関する災害協定を締結し、津波災害時の使用方法について取り決めておくなど、市民が確実に避難できる体制の確保に努めます。

(2) 避難路の確保

本市では、市民が徒歩で確実に安全な場所に避難できることを念頭に置き、安全性・避難のしやすさ・機能性の3つの観点から避難路を設定しています。避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生や交通渋滞や事故の発生、避難路の途中にある危険箇所などを考慮するものとします。

(3) 避難誘導標識等による啓発

本市は、国や県と連携し、過去の災害時や想定されている津波浸水想定区域や津波浸水深、避難場所・津波避難ビル等や避難路の位置などを示すとともに、夜間時の避難にも配慮するものとし、また、日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知できるように、市内の電柱に海拔表示を示した津波避難誘導看板や津波浸水想定区域の表示を行う取組などを進めています。



図 5-3 避難誘導標識等

(4) 情報の伝達

災害時の情報伝達に当たっては、防災行政無線や防災ラジオに加えて、メールマガジンやツイッター、市のホームページなど効果的な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民へ迅速かつ確実な情報伝達ができる体制を整備するものとします。特に要配慮者に対しては着実な情報伝達と早期の避難を促進するため、多言語ややさしい日本語による伝達内容の工夫や、警察官・消防団、地区住民等の協力による、機器以外で情報伝達が行える体制の確保に努めます。

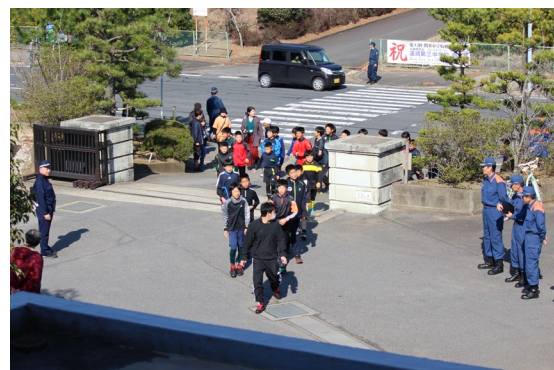
(5) 防災訓練の実施

津波対策の実効性を高めるため、海岸及び港湾の管理者や防災関係機関と協力・連携した災害図上訓練や要配慮者を含めた住民参加による津波避難訓練を定期的実施します。津波災害を想定した訓練は、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえることとし、防災情報の受理が困難な者に配慮して多様な情報伝達手段を用いるなど実践的な訓練を行います。

また、防災訓練の一環として、防災講演会を開催し地域住民の災害に対する意識の向上に努めます。



【災害図上訓練】



【津波避難訓練】



【防災講演会】

図 5-4 防災訓練の実施写真

(6) 防災意識の醸成

地震・津波から自らの身の安全を守ることを防災の基本と考え、市民一人ひとりが自覚を持ち、避難行動につながるような正確な知識を普及していく必要があります。

防災教育といった面では「防災週間」、「津波防災の日」及び防災関連行事等を通じて、市民に対して津波災害の危険性を周知するとともに、避難行動に関する情報や家庭での予防・安全対策などについて普及・啓発を図るものとします。特に、児童・生徒への継続的な防災教育の実施に努め、家庭・地域や関係機関と連携した避難訓練を実施するものとします。

また、津波ハザードマップを作成し、市民に周知するとともに、防災教育や啓発活動などを通じて、市民とのリスクコミュニケーションに努めます。さらに、津波災害のリスクや避難に関する課題、具体的な避難方法等を検討し、市民を対象とした啓発パンフレットを作成・配布し、津波防災に対する意識の底上げに努めます。

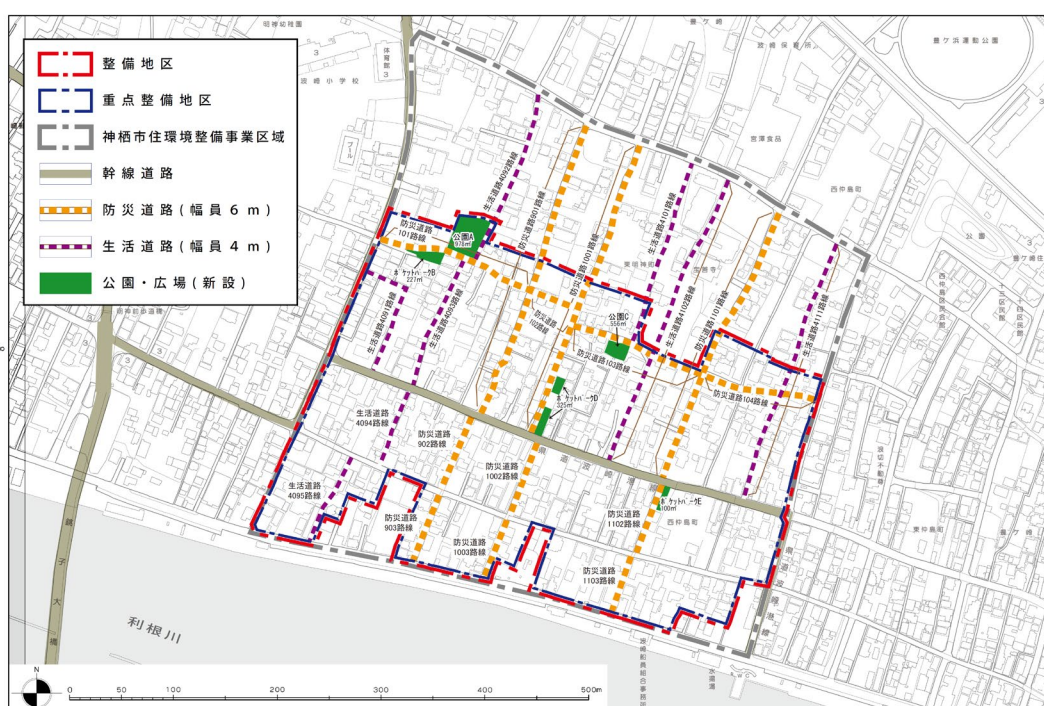
行政や防災機関のみならず、市民・企業が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていく意識を向上するため、自主防災組織結成に向けた取組を実施します。自主防災組織は、地域の防災士や消防団と連携した上で、平常時は地域コミュニティの活性化や防災知識の普及や防災訓練の実施を行うものとします。特に、防災士間の連携を強化することで、各自主防災組織の連携を促進し、共助に資する強固な体制の構築を図ります。

第3節. 土地利用と警戒避難体制の一体的な検討

津波災害から人命や地域を守るためには、都市計画の整備と合わせて、土地利用と警戒避難体制を一体的に検討することが重要となります。

(1) 地域の防災力向上のための住環境整備

強い地震が発生した際に、波崎東明神周辺地区（現 明神前地区、豊ヶ崎地区の一部）は避難路が閉塞し、迅速かつ確実な避難ができなくなる可能性があります。このため、6メートル防災道路及び4メートル生活道路の整備を行い、防災性と利便性の高い住宅地を形成することを目的とした住環境整備事業を進めています。地震・津波に強いまちづくりを進め、避難を阻害する危険性の除去に努めます。



出典：神栖市 波崎東明神周辺地区住環境整備事業

図 5-5 波崎東明神周辺地区における整備地区計画

(2) 津波避難に係る高台の整備

津波からの避難が困難と考えられる地域を対象に、新規で高台の整備を検討します。なお、高台の整備にあたっては、平常時の利用も見据え、周辺の土地利用状況と調和を図りながら、高台整備に係る基本計画を策定します。

新規の津波避難施設を整備した際には、津波ハザードマップや津波避難計画の更新も実施します。

第6章 津波防災地域づくりの推進のための事業・事務

本章では、本市における津波防災地域づくりの推進のために今後行う事業・事務を整理し、一覧として示します。

第1節. 事業・事務の整理

第4章で設定した5つの取組方針に基づき、今後行っていく津波防災地域づくりのための事業・事務を整理します。本計画における取組方針と主な事業・事務内容の関係を表6-1に示します。

表 6-1 事業・事務の体系

取組方針		主な事業・事務の内容
1	津波リスクを減らす施設づくり	・海岸保全施設の整備（粘り強い構造化） ・港湾・漁港・河川管理施設の整備など
2	地震・津波に強いまちづくり	・公共施設の耐震化 ・道路施設の長寿命化 ・災害に強い水道施設の整備 など
3	津波から逃げる環境づくり	・避難施設・避難路の整備 ・津波避難誘導看板の設置 ・情報伝達体制の確保 など
4	地震・津波に強いコミュニティづくり	・自主防災組織の結成 ・防災リーダーの育成 ・防災訓練の実施 など
5	いち早い復旧・復興を行う体制づくり	・道路ネットワークの整備 ・業務継続計画策定の促進 ・地籍調査事業 など

(1) 事業・事務の期間

本計画の上位計画である神栖市総合計画は、将来ビジョン・基本計画について、令和4年度を目標とした5年間の計画期間を設定しています。

神栖市都市計画マスタープランは、令和5年度を進捗状況の確認時期としており、策定から10年後の令和10年度を見直し時期と定めています。

そこで本計画における各施策の期間の基準については、神栖市総合計画の計画期間と神栖市都市計画マスタープランの進捗確認が行われる“5年間”という期間を参考とし、令和3年度を基準として、令和8年度までの5年後までに事業完了となる事業・事務を「短期」、それ以降に事業完了となるものを「長期」として記載します。また、事業が完了しているものを含め、今後継続して実施していくものを「継続実施」とし、今後具体的な時期を定めていくものを「未定」と記載しています。

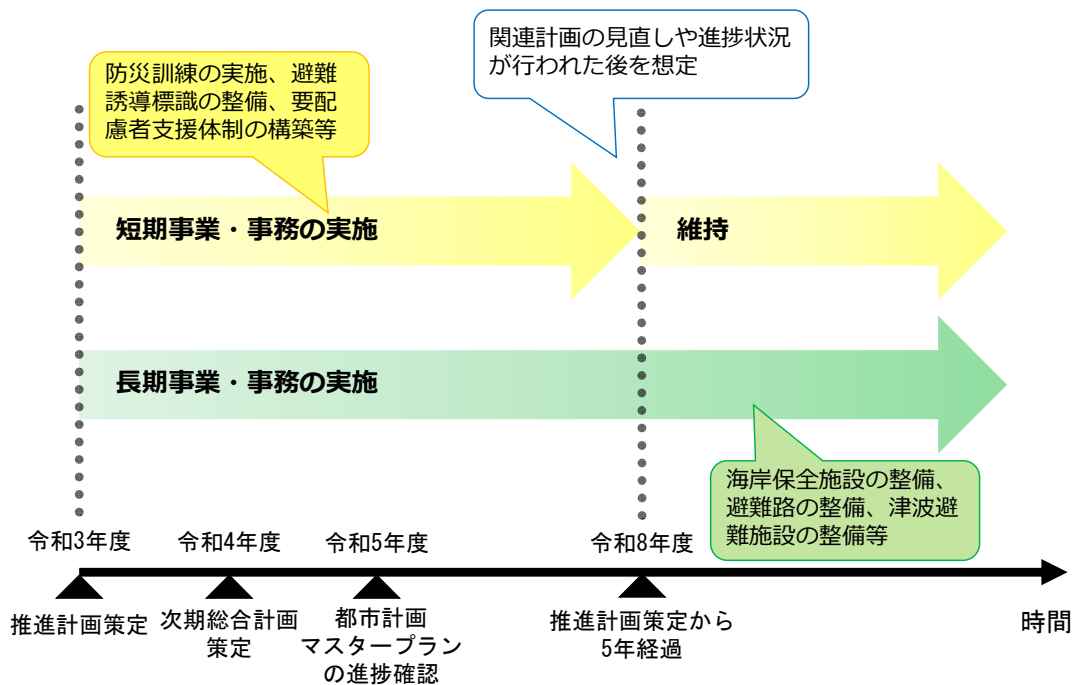


図 6-1 計画期間のイメージ

(2) 事業・事務リスト

事業・事務を取組内容、担当主体、事業位置、期間の観点で整理しました。担当主体については、国土交通省・茨城県・神栖市各課・地域住民・事業者を記載しています。また、事業位置は、第3章第3節における地域区分を用いて整理しています。

方針① 津波リスクを減らす施設づくり

表 6-2 事業・事務リスト（方針① 津波リスクを減らす施設づくり）（1/2）

取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置 【区域】	期間
海岸保全施設に係る取組			
海岸保全施設（防潮堤）の整備 【担当主体】 茨城県	・津波及び高潮への対策として、海岸保全施設の整備を推進する。鹿島港海岸日川地区海岸においては、防潮堤の整備を行っていく。	1.息栖 5.港湾・工業 6.軽野 8.軽野東	長期
海岸保全施設の老朽化対策事業 【担当主体】 茨城県	・海岸保全施設の老朽化した施設について、施設の管理者毎に長寿命化への取組を進めるなど、適切な維持管理や計画的な更新等が図られるよう努める。	9.柳川 11.須田 13.植松 14.波崎西 15.波崎	長期
港湾施設に係る取組			
鹿島港の港湾施設の整備 【担当主体】 国土交通省	・外港航路の漂砂による埋没対策や長周期波の浸入を防ぐため港口部における防波堤の延伸、港内の静穏度を維持するための施設整備を行う。	5.港湾・工業	未定
漁港施設に係る取組			
漁港施設の整備・機能強化 【担当主体】 茨城県	・災害に強い漁港の拡充整備を進めるとともに、漁港施設の機能強化を図る。	15.波崎	未定

表 6-3 事業・事務リスト（方針① 津波リスクを減らす施設づくり）（2/2）

取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置 【区域】	期間
河川管理施設に係る取組			
利根川下流域の護岸・堤防嵩上げ 【担当主体】 国土交通省	・洪水対策として利根川下流域の護岸工事・堤防嵩上げ工事を実施する。	10.太田 12.やたべ土合 14.波崎西 15.波崎	未定
河川堤防未整備地区の築堤事業の実施 【担当主体】 国土交通省	・洪水対策として利根川の堤防未整備地区の築堤事業を実施する。	12.やたべ土合 14.波崎西 15.波崎	未定
治水対策への取組み 【担当主体】 国土交通省 茨城県 道路整備課	・洪水対策として、河川堤防の無い地域への築堤を検討する。 ・洪水対策としてフラップゲートの設置し、津波の逆流を抑え、浸水被害の軽減を図る。	0.全域	未定

方針② 地震・津波に強いまちづくり

表 6-4 事業・事務リスト（方針② 地震・津波に強いまちづくり）（1/4）

取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置 【区域】	期間
建築物の耐震化			
公共施設の耐震化・ 不燃化の促進 【担当主体】 各施設所管課 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 地震等による公共施設等の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化の推進を図る。特に既存建築物の耐震改修、応急対策実施上の重要建築物の耐震化を推進する。 	0.全域	長期
木造住宅の耐震診断 及び耐震化の促進 【担当主体】 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断及び耐震化に係る支援策を講じ、住宅の耐震診断及び耐震化を促進する。 住宅・建築物の耐震化の普及・啓発を進めるとともに、所有者の耐震化の取組に対する環境整備や支援策を実施・検討する。 	0.全域	長期
特定既存耐震不適合 建築物の耐震化の促進 【担当主体】 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 茨城県耐震改修促進計画で位置づけられた「第一次及び第二次緊急輸送道路」について、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになる恐れのある道路として、当該道路に接する特定既存耐震不適合建築物の耐震化の促進に取り組む。 	0.全域	長期

表 6-5 事業・事務リスト（方針② 地震・津波に強いまちづくり）（2/4）

取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置 【区域】	期間
都市計画			
密集市街地の改善 【担当主体】 水産・地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・密集市街地、防災上問題を抱える狭隘道路の解消等、波崎東明神周辺地区（現 明神前地区、豊ヶ崎地区の一部）の住環境整備事業を推進する。 ・延焼遮断空間等の防災空間の確保を推進する。 	15.波崎	長期
都市施設や防災関係施設の整備 【担当主体】 防災安全課 都市計画課 道路整備課 施設管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地における計画的な都市施設（公園、緑地、道路）を配置し、防災関連施設の整備など、総合的な取組により、都市防災の向上を図る。 	0.全域	継続実施
津波浸水想定区域内の施設に係る取組			
津波浸水想定区域内に立地する公共施設に係る取組 【担当主体】 各施設所管課 防災安全課 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・津波浸水想定区域内に立地する公共施設における浸水被害軽減のため、非常用電源の浸水対策や浸水シャッターの設置などの対策を講じる。 ・公共施設の建替や新規整備の際には、津波浸水想定区域外への立地を検討する。 	0.全域	短期

表 6-6 事業・事務リスト（方針② 地震・津波に強いまちづくり）（3/4）

取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置 【区域】	期間
災害に強いライフラインの整備			
道路施設の耐震化・ 長寿命化 【担当主体】 道路整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難や救援等に備えた道路施設の耐震化・長寿命化により、災害に強い交通網を整備する。 	0.全域	短期
電気・通信施設の耐震化および系統多重化の促進 【担当主体】 防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・電気・通信関係施設等における被害を最小限に止めるため、耐震性を考慮した設計指針に基づく耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等により津波による浸水被害の軽減も含めた諸施策の実施を促進する。 	0.全域	未定
災害に強い水道施設の整備 【担当主体】 水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波災害時に被害を最小限にとどめて給水ができるように、管路延長の際は耐震性を有する管を布設し、老朽化した施設の更新や非耐震管路の耐震化に取り組み、災害に強い水道施設の充実を図る。 ・市内4箇所の配水場の構築物や設備について、配水場施設更新計画を策定し、計画的に耐震化を図る。 ・災害や事故などのリスク低減のため、給水エリアのブロック化を図り、広域断水回避策を検討する。 	0.全域	長期
災害に強い下水道施設の整備 【担当主体】 下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波災害時における円滑な下水道施設の運用を図るため、ポンプ場を耐震化するとともに、ストックマネジメント計画に基づく機械設備等の更新・改修など適切な維持管理を行う。 ・管渠については、ストックマネジメント計画に基づく更新・改修を行うなど、適切な維持管理に努める。 	1.息栖 2.深芝 3.大野原西 4.大野原 6.軽野 7.横瀬 8.軽野東 9.柳川 12.やたべ土合 13.植松	未定

表 6-7 事業・事務リスト（方針② 地震・津波に強いまちづくり）（4/4）

取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置 【区域】	期間
二次災害を防ぐための取組			
防災拠点及び物資拠点における活動体制の確保 【担当主体】 防災安全課 市民生活課 文化スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> ・特定防災拠点である「神栖中央公園」「かみす防災アリーナ」及び地区防災拠点である「波崎総合支所・防災センター」において、防災拠点活動が円滑に行われる体制を確保する。 ・また、市の物資拠点である「神栖市総合防災備蓄倉庫」「神栖市役所」「波崎総合支所・防災センター備蓄倉庫」は、市の備蓄物資や支援物資等の集積・仕分け及び各避難所への供給に係る拠点となることから、平時から、災害時の物資拠点施設としての利用を想定して保管スペース等の確保を行う。 	1.息栖 6.軽野 14.波崎西	継続実施
空き家対策の推進 【担当主体】 防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波災害時における空き家の倒壊による二次被害を防ぐため、平時から、所有者に対する指導を行うなど、利活用の推進により適切な管理を行う。 	0.全域	継続実施
火災予防に係る平時の取組 【担当主体】 防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の者が利用する建築物等の火災対策を促進する。 ・木造住宅の防火対策や、住宅への火災警報器の設置促進、市街地での延焼防止を防ぐために空き家戸数の増加を抑えるなど、火災予防、被害軽減のための取組を進める。 	0.全域	継続実施
ブロック塀の倒壊防止対策の推進 【担当課】 都市計画課 開発審査課 学務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀倒壊の危険性の周知や正しい施工方法などの普及を図るため、パンフレットの配布や広報紙等の活用による啓発を行う。 	0.全域	継続実施
液状化ハザードマップの周知 【担当主体】 防災安全課 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、液状化ハザードマップを活用し、再液状化の可能性や、液状化から建物を守る手法などについてホームページなどにより周知する。 	0.全域	継続実施

方針③ 津波から逃げる環境づくり

表 6-8 事業・事務リスト（方針③ 津波から逃げる環境づくり）（1/3）

取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置 【区域】	期間
避難施設・避難路の整備、機能強化に係る取組			
非常用階段の整備 【担当主体】 防災安全課	・津波避難困難地域の解消に特に重要な避難施設について、非常用階段を整備し、避難経路の確保を図る。	1.息栖 2.深芝 14.波崎西 15.波崎	未定
避難所における防災機能の強化 【担当主体】 防災安全課	・避難所等について、防災機能（備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等）を強化し、帰宅困難者・避難者等の受入体制の確保を図る。 ・防災倉庫の設置や避難場所の空きスペースなどを活用した備蓄の充実を図る。 ・地震・津波災害時には、多数の避難者が長期にわたり避難所で生活することが想定されるため、当該避難者に提供する食糧等を備蓄する。	0.全域	継続実施
津波避難ビルの確保 【担当主体】 防災安全課	・津波発生時の一時避難場所として、3階建相当以上の高さに避難が可能な民間施設等を津波避難ビルとして使用できるよう、協定を締結するなどして、津波避難ビルの確保を進める。	1.息栖 2.深芝 14.波崎西 15.波崎	継続実施
要配慮者の確実な避難のため避難路・避難施設の整備 【担当主体】 防災安全課	・路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者の確実な避難のための避難路・避難施設の整備を行う。	0.全域	未定
地震・津波災害時における確実な避難のための避難路・避難地の確保 【担当主体】 防災安全課	・北公共埠頭周辺地区及び波崎地区の避難困難地域において、徒歩避難によって避難困難が解消されるような避難路、避難地の整備を検討する。	1.息栖 2.深芝 14.波崎西 15.波崎	短期
学校等の公共施設への避難環境の整備 【担当主体】 防災安全課 道路整備課 水産・地域整備課 市民生活課	・避難所に指定されている学校等を中心とするエリアにおいて、災害時の避難路や防災施設を整備することで、津波災害時における確実な徒歩避難の実現を図るとともに、平常時の子どもの安全性の向上を図る。	0.全域	短期

表 6-9 事業・事務リスト（方針③ 津波から逃げる環境づくり）（2/3）

取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置 【区域】	期間
避難体制確保のための取組			
津波避難誘導看板の設置 【担当主体】 防災安全課	・津波からの避難を確実にを行うため、津波浸水想定が広範囲に渡ると想定される地区に津波避難誘導看板を設置する。	1.息栖 2.深芝 6.軽野 14.波崎西 15.波崎	継続実施
海拔表示看板の設置 【担当主体】 防災安全課	・日頃から、津波避難の目安となる情報を提供するため、海拔表示看板の設置する。	0.全域	継続実施
要配慮者利用施設における避難体制の確保の促進 【担当主体】 防災安全課	・社会福祉施設、学校、医療施設その他要配慮者利用施設における要配慮者の避難体制確保のため、平時から、防災情報の収集や避難経路の設定など施設職員に対する事前防災を促進する。	0.全域	未定
社会福祉施設の防災計画見直し 【担当主体】 障がい福祉課 こども福祉課 子育て支援課 長寿介護課	・社会福祉施設の防災対策について、適切な指導・助言が不十分なために被害が拡大する恐れがあるため、定期的な監査等を通じ現状に合わせた防災計画の見直しについて助言・指導を行う。	0.全域	未定
観光客の安全確保対策の推進 【担当主体】 防災安全課 観光振興課	・市内には海洋性レクリエーションが中心の観光があり、大規模なイベントも行われることから、津波や地震災害等から来場者の安全を確保するための体制を推進する。	0.全域	短期
津波浸水想定区域図の見直し 【担当主体】 茨城県	・現在の科学的知見を基に、（過去に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定した）最大クラスの津波が悪条件において発生した場合に想定される浸水区域と水深を設定し、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づくソフト施策を実施するための基礎資料を作成する。	0.全域	未定

表 6-10 事業・事務リスト（方針③ 津波から逃げる環境づくり）（3/3）

取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置 【区域】	期間
情報伝達体制に係る取組			
避難時の情報伝達体制の確保 【担当主体】 防災安全課	・津波警報等の災害発生直前の情報の市民及び一時滞在者への伝達や、避難誘導が重要であり、あらかじめ情報伝達体制の確保や避難誘導體制を整備する。	0.全域	継続 実施
海水浴場利用者に対する情報伝達 【担当主体】 防災安全課 観光振興課	・海水浴場の開場時期に、現地に同報系防災行政無線の戸別受信機を設置し、地震・津波災害時の防災情報を受信できる体制を確保する。	8.軽野東 15.波崎	継続 実施

方針④ 地震・津波に強いコミュニティづくり

表 6-1 1 事業・事務リスト（方針④ 地震・津波に強いコミュニティづくり）（1/2）

取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置 【区域】	期間
地域防災力の向上			
自主防災組織の 結成・活動の促進 【担当主体】 防災安全課 地域住民・事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織に対する補助制度を引き続き運用し、未結成地区については結成促進を図り、結成済みの地区については、関係機関との連携を図りつつ、地区独自の防災活動に取り組み環境整備を行う。 ・自主防災組織の結成及び活動に際して、男女共同参画・多文化共生の視点に立った地域防災活動が行われるよう、自主防災組織への女性や外国人の参画を促す。 	0.全域	短期
地域防災リーダーの 確保 【担当主体】 防災安全課 地域住民・事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災士資格取得に係る補助制度を引き続き運用し、地域の防災リーダーとなる人材の確保を図るとともに、防災士資格を取得した市民が地区の防災活動等で活躍できるよう、自主防災組織への参画を促進する。 	0.全域	継続実施
消防対応力の強化 【担当主体】 防災安全課 地域住民・事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災の中核を担う消防団員を確保するとともに、安全装備品の配備を促進し、消防団の充実強化を図る。 ・災害による火災および死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、消防水利の整備、救助、救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。 ・災害時において、迅速な初動体制を整えるため、鹿島地方事務組合消防本部職員や消防団員の補充を進めるとともに、消防体制の強化促進を図る。 ・地震・津波災害時における過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。 	0.全域	継続実施
地区防災計画の策定 【担当主体】 防災安全課 地域住民・事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難に課題を抱える地区では、地震・津波災害時における円滑な避難を実現するため、地区の防災リーダーや自主防災組織を中心に地区防災計画を策定する。 	1.息栖 14.波崎西 15.波崎	短期

表 6-1 2 事業・事務リスト（方針④ 地震・津波に強いコミュニティづくり）（2/2）

取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置 【区域】	期間
<p>地域コミュニティを基盤とした災害に強いまちづくりの推進</p> <p>【担当主体】 市民協働課 防災安全課 地域住民・事業者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区長を中心に防災士の協力を仰ぎながら自主防災組織の発足又は拡充を促進するため、地区活動拠点となる地区集会所の維持補修や、区民の交流イベント開催に係る財政支援を行い、防災訓練などの地区活動を通じて地域コミュニティの強化を図る。 ・地震や台風などの災害発生時に、地域住民が助け合い連携できる体制を構築するため、中学校区を基本単位とする「区長会」を核として、地域で活動されている民生委員や青少年相談員と連携・協力しながら「地域コミュニティ協議会」を立ち上げ、交流イベントや防災訓練など、平常時から地域住民の交流する機会を増やし、ご近所付き合いを強めておく。 	0.全域	継続実施
防災意識の啓発			
<p>広報活動による防災意識の高揚</p> <p>【担当主体】 防災安全課 地域住民・事業者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、リーフレット、ホームページなどで防火・防災に関する啓発活動を行い、市民の意識の高揚を図る。 	0.全域	継続実施
<p>家庭や地域に対する備蓄の啓発</p> <p>【担当主体】 防災安全課 地域住民・事業者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭及び地域における備蓄については、市民に対して 3 日分の食糧と飲料水の備蓄を推奨しており、引き続き周知のための啓発活動を行う。 	0.全域	継続実施
防災訓練・防災教育の実施			
<p>防災訓練の実施</p> <p>【担当主体】 防災安全課 地域住民・事業者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や小中学校、消防、警察、医療関係団体、その他関係機関との連携を図り、実践的な防災訓練を実施する。 ・防災訓練を実施する際は、避難訓練を実施することとし、神栖市津波避難計画に基づく避難場所や避難経路などを確認する。 	0.全域	継続実施
<p>防災教育の実施</p> <p>【担当主体】 教育指導課 防災安全課 地域住民・事業者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・津波災害の正しい理解と円滑な避難体制の確保を目的として、学校教育における防災教育を継続的に実施するとともに、市が実施する防災訓練や防災講演会などを通じて、関係機関や地区住民への防災教育を実施する。 	0.全域	継続実施

方針⑤ いち早い復旧・復興を行う体制づくり

表 6-13 事業・事務リスト（方針⑤ いち早い復旧・復興を行う体制づくり）（1/8）

取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置 【区域】	期間
緊急輸送に係る取組			
高速道路の早期完成 に向けた取組 【担当主体】 茨城県 事業者 道路整備課	<ul style="list-style-type: none"> 東関東自動車道水戸線について、未開通区間や暫定2車線の区間があることから、途切れている現況を解消するため、その早期完成について国等に働きかける。 	1.息栖 5.港湾・工業	未定
関係機関との連携による 道路ネットワークの整備 【担当主体】 道路整備課	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生後において、被災した道路ネットワークの早期復旧が図れるよう、国・県・市の各管理道路の拡幅等の整備を各関係自治体と連携して促進する。 	3.大野原西 5.港湾・工業 6.軽野 10.太田 12.やたべ土合 14.波崎西 15.波崎	未定
耐震化に繋がる取組 みの推進 【担当主体】 事業者 道路整備課	<ul style="list-style-type: none"> 市域の特性からみた耐震化に係る課題である、工業団地等の安全性向上、道路沿道の大型工作物（看板等）の倒壊防止対策、緊急輸送道路の機能確保に対する取り組みを進める。 	0.全域	未定
港湾施設における緊急 物資輸送活動等の災 害対策の推進 【担当主体】 国土交通省 茨城県 道路整備課	<ul style="list-style-type: none"> 港湾施設については、物資輸送ルートを確実に確保するため、港湾BCPによる緊急物資輸送活動を実施するなど、災害対策を推進する。 	1.息栖 5.港湾・工業 6.軽野 8.軽野東	継続 実施

表 6-1 4 事業・事務リスト（方針⑤ いち早い復旧・復興を行う体制づくり）（2/8）

取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置 【区域】	期間
ライフラインに係る取組			
応急給水体制の確保に係る整備 【担当主体】 水道課	<ul style="list-style-type: none"> 速やかな応急給水や復旧活動を実施するため、復旧資機材及び応急給水体制などの整備を進める。 	0.全域	長期
重要施設への供給ラインの耐震化 【担当主体】 水道課 下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 給水拠点の確保のための医療施設、避難所等における重要施設への上下水道の供給ラインの優先的な耐震化を図る。 	1.息栖 2.深芝 3.大野原西 4.大野原 6.軽野 7.横瀬 8.軽野東 9.柳川 12.やたべ土合 13.植松	未定
関係機関との連携強化			
災害時受援計画の策定 【担当主体】 防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> 地震・津波災害時における、被災者の救助や応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するための体制として、県内外の市町等との相互応援協定を締結しているが、実効性を確保するため、他市町等の応援を受ける際の具体的な方針等を明示した「災害時受援計画」の策定を進める。 	0.全域	未定
関係機関との連絡体制の確保 【担当主体】 防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。 海上災害時の支援を効果的に受け入れるため、海上保安庁と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図る。 	0.全域	継続実施

表 6-15 事業・事務リスト（方針⑤ いち早い復旧・復興を行う体制づくり）（3/8）

取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置 【区域】	期間
事業者との連携			
地震・津波災害に対応した応援協定の締結及び協定運用体制の確保 【担当主体】 防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開や津波避難場所の提供、物資・救助機材等の提供など、地震・津波災害時における人命保護に係る民間事業者との協定を拡充する。 平時から、地震・津波災害時における協定締結先との連絡方法等を確認するなどして、連絡体制の確保に務める。 	0.全域	継続実施
コンビナート関係機関との連携強化 【担当主体】 茨城県 事業者 防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る。 東日本大震災を教訓に石油コンビナート等災害防止法に基づき、コンビナート各社と災害発生時の迅速・的確な情報伝達、情報の共有ができるよう、共同防災訓練などにより連携を図り、防災の推進に努める。 	0.全域	継続実施
水道事業者との連携 【担当主体】 水道課	<ul style="list-style-type: none"> 災害時においても迅速な対応ができるように、日本水道協会を通じて他の水道事業者等との災害時の連携を実践し、水道の災害対応能力の向上を目指す。 	0.全域	長期
空き家対策推進に係る関係団体との連携 【担当主体】 防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> 沿線・沿道の建物倒壊による被害や交通麻痺を回避する観点から、空き家等対策の推進に関する特別措置法の適切な運用が図られるよう、関係団体と連携して、情報提供や技術的な助言を実施する。 	0.全域	継続実施
医療体制に係る取組			
関係機関との連携による二次救急医療体制の整備 【担当主体】 地域医療推進課	<ul style="list-style-type: none"> 二次救急医療体制の整備については、広域医療体制として、県の保健医療計画に基づき、関係機関と協力、連携を図りながら推進する。 	0.全域	継続実施
災害時の病院機能維持への取組 【担当主体】 地域医療推進課	<ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院の充実が図られるよう、病院や県と連携して取り組む。 	0.全域	継続実施

表 6-16 事業・事務リスト（方針⑤ いち早い復旧・復興を行う体制づくり）（4/8）

取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置 【区域】	期間
業務継続計画(BCP)の策定			
神栖市業務継続計画 の策定・見直し 【担当主体】 行政経営課 防災安全課	・「神栖市業務継続計画」の検証や見直し を行いながら、業務継続に必要な体制整 備を進める。	0.全域	継続 実施
コンビナート企業におけ る業務継続計画策定 の促進 【担当主体】 事業者 防災安全課	・災害が発生した際に、企業が事業活動 の縮小または中断を余儀なくされた場合 でも出来るだけ早期に復旧できるようにす るため、コンビナート企業における業務継 続計画の策定を促進する。	5.港湾・工業	未定
下水道に係る業務継 続計画の更新 【担当主体】 下水道課	・下水道に係る業務継続計画は、災害時 の実効性を確保するため、適宜見直しを 行う。	1.息栖 2.深芝 3.大野原西 4.大野原 6.軽野 7.横瀬 8.軽野東 9.柳川 12.やた巴士合 13.植松	短期
システム環境の整備			
クラウドサービスやデータ センターの活用 【担当主体】 行政経営課	・災害時のシステム不稼働というリスクを減 らすため、引き続きクラウドサービスの導入 やデータセンターの更なる活用などを検討 する。	0.全域	未定
非常用電源による ICT 運用継続体制の整備 【担当主体】 行政経営課	・非常用電源によるネットワークおよびサー バー電源の確保や、利用優先度の高い パソコン等の非常用電源での運用など、 停電時にも ICT を利用した業務継続が 可能な環境を整備するとともに、災害時 にも活用できるよう、緊急時運用の定期 的な訓練等を実施する。	0.全域	

表 6-17 事業・事務リスト（方針⑤ いち早い復旧・復興を行う体制づくり）（5/8）

取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置 【区域】	期間
燃料供給体制に係る取組			
給油所との協定締結 【担当主体】 防災安全課	・災害復旧などに従事する車両や病院などの民間施設への優先給油が受けられるよう、災害時の燃料不足の事態に備えて、給油所との協定を締結する。	0.全域	継続実施
エネルギー関連事業者との連絡体制の強化 【担当主体】 事業者 防災安全課	・エネルギー供給の長期途絶を回避するため、平常時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と市との連絡体制を強化する。	0.全域	未定
港湾施設への燃料供給ルート確保のための体制整備 【担当主体】 国土交通省 茨城県 事業者	・港湾施設への燃料供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波対策等を進めるよう促すとともに、災害発生後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る。	1.息栖 5.港湾・工業 6.軽野 8.軽野東	未定
産業維持への取組			
食料生産基盤の整備 【担当主体】 農林課	・災害が発生しても、安定的に食料生産ができるよう、耐震化などの防災・減災対策を含めた、農地や農業水利施設などの生産基盤の整備を推進する	0.全域	長期
市内産業の復興に係る対策の実施 【担当主体】 農林課 観光振興課 水産・地域整備課	・関係機関と連携して、市内産業を復興するための市内農水産物の販売促進や観光客の誘客など積極的な対策を進める。	0.全域	未定
正確な被害情報の収集・発信 【担当主体】 農林課 観光振興課 水産・地域整備課	・災害時の消費者の過剰反応による風評被害を防ぐため、正確な被害情報の収集と、迅速かつ的確な情報発信を図る。	0.全域	未定

表 6-18 事業・事務リスト（方針⑤ いち早い復旧・復興を行う体制づくり）（6/8）

取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置 【区域】	期間
災害廃棄物に係る取組			
災害廃棄物処理計画 の定期的な見直し 【担当主体】 廃棄物対策課	・災害廃棄物処理計画の実効性を確保 するため、定期的な見直しを行い、災害 廃棄物の処理体制の充実を図る。	0.全域	長期
災害廃棄物の仮置場 の確保 【担当主体】 廃棄物対策課	・災害廃棄物の仮置場の確保に努める。	0.全域	短期
災害廃棄物に係る他 自治体・民間事業者 等との連携 【担当主体】 廃棄物対策課	・市単独で対応できないことが予想されるた め、他自治体、民間事業者等と協力体 制を構築する。	0.全域	長期
被災者支援			
中小企業への復興支 援 【担当主体】 政策企画課	・地域の復旧・復興の基本方針の決定と 復興計画、迅速な原状復旧の進め方、 被災者等の生活再建及び中小企業等 の復興の支援について定める。	0.全域	未定
被災者に対する支援 制度の運用体制の確 保 【担当主体】 社会福祉課 防災安全課	・庁内関係課に対し被災者生活再建支 援制度を周知し、円滑な制度活用が行 える体制を確保する。	0.全域	短期

表 6-19 事業・事務リスト（方針⑤ いち早い復旧・復興を行う体制づくり）（7/8）

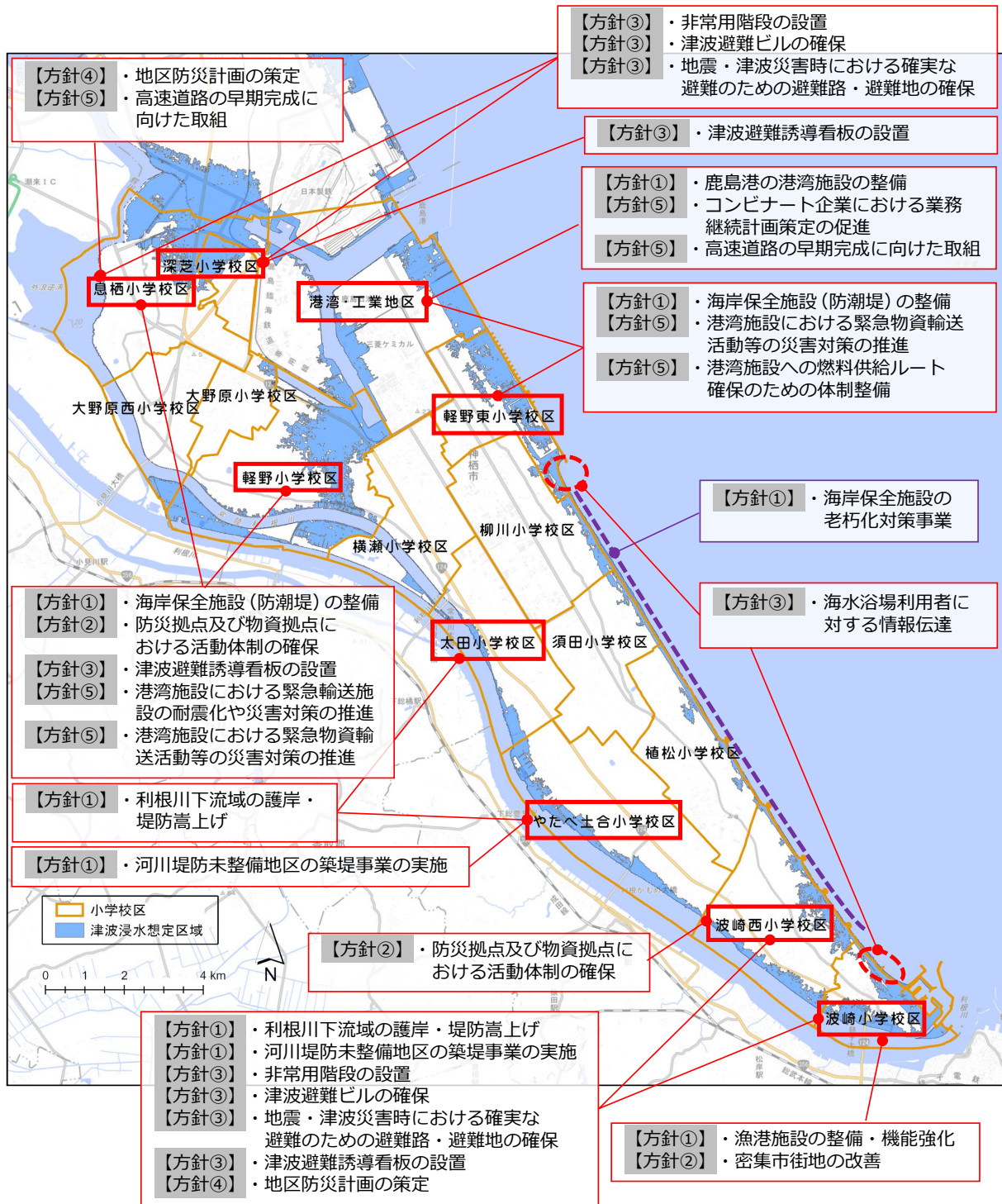
取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置 【区域】	期間
応急仮設住宅の整備に係る取組			
応急仮設住宅の取扱 手順等関連マニュアル の整備 【担当主体】 茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ・復興を円滑に進めるため、応急仮設住宅の取扱手順等関連マニュアルの整備を進める。 	0.全域	未定
応急仮設住宅建設候 補地の選定 【担当主体】 茨城県 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧が長期になると想定される場合に備えて、予め応急仮設住宅建設の候補地の選定を進める。 	0.全域	未定
応急仮設住宅建設に 係る協定団体との連携 【担当主体】 茨城県 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の建設の際には、プレハブ建築協会などの災害時応援協定団体の協力を得て早急に整備できる体制づくりを進める。 	0.全域	未定
みなし仮設住宅や応 急修理等の活用を見 据えた関係団体との体 制構築 【担当主体】 茨城県 都市計画課 開発審査課	<ul style="list-style-type: none"> ・「みなし仮設住宅」、「応急修理」等の活用を見据えた関係団体との体制構築を検討する。 	0.全域	未定

表 6-20 事業・事務リスト（方針⑤ いち早い復旧・復興を行う体制づくり）（8/8）

取組名／ 担当主体	取組内容	事業位置 【区域】	期間
復興に係る取組			
地籍調査事業の推進 【担当主体】 地籍調査課	・円滑かつ迅速な復旧復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査事業を推進する。	1.息栖 2.深芝 3.大野原西 4.大野原 6.軽野 7.横瀬 8.軽野東 9.柳川 10.太田 11.須田 12.やたべ土合 13.植松 14.波崎西 15.波崎	長期
復興基本計画を始めとした各種計画の策定 【担当主体】 政策企画課	・公共施設の復旧、災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画、災害復旧資金、災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画、その他の保護計画、復興計画の作成について定める。	0.全域	未定

(3) 事業・事務位置図

事業・事務リストに記載のある事業の位置を整理しました。



※本図に記載されていない事業は、事業地が未定、もしくは全市的な事業・事務

図 6-2 神栖市における事業・事務位置図

第7章 推進計画実現に向けた今後の進め方

本章では、本計画の推進にあたって、今後さらに検討が必要な事項及び今後の計画の見直しについて示します。

第1節. 今後さらに検討が必要な事項

計画の推進は行政だけでなく、市民、地域（自主防災組織）、事業者と連携・協力し津波防災地域づくりを行っていきます。

また、本計画で整理した事業・事務のみでは、まだ解消できない課題があります。したがって、今後はこれらの解決に向けて、関係機関と協議を行い、事業・事務の拡充に努めます。

(1) 自助・共助の更なる促進

本市では、これまで津波避難計画・津波ハザードマップの公表等を通して、地域に地震・津波のリスクや防災行動の基本的な考え方を周知し、自助・共助を促進してきました。今後は各地区の実情を踏まえながら、柔軟に防災行動を検討する段階へと移行していきます。その際には、地域の実情を理解している地域住民の知見を活かしながら取り組むことが求められます。今後実施を予定している津波避難が難しい地区をモデルとする「地区防災計画の作成」を通して、市民が自らの地域の課題を再認識するとともに、課題解決に向けた取組を行政と協働で考えられる仕組みづくりを行い、他地区へと横展開していくことが重要です。このような、地域が主導となって課題および解決策を検討・提案できる場の充実に努めます。

(2) 避難施設の整備と運用

本計画では、津波避難困難地域の解消策として、新規の避難施設の整備を検討することとしています。整備にあたっては、当該施設の機能性や都市計画マスタープランで示される土地利用の方針との調和に加え、地域住民と合意形成を図りながら、“普段使い”ができる施設とすることが重要と考えます。そのためには、施設を地域コミュニティ形成の場として、地域イベントの開催や地域の防災訓練等の平時の活用を想定したものとし、地域における取組の更なる活性化につながるものとする必要があります。

第2節. 推進体制

今後さらに検討が必要な事項の検討や推進計画の見直しに向けて、各関係者が協力しながら推進計画における津波対策の実現を目指します。推進にあたっては「神栖市津波防災地域づくり推進協議会」を引き続き、活用しながら、関係者間で協議を重ねていきます。

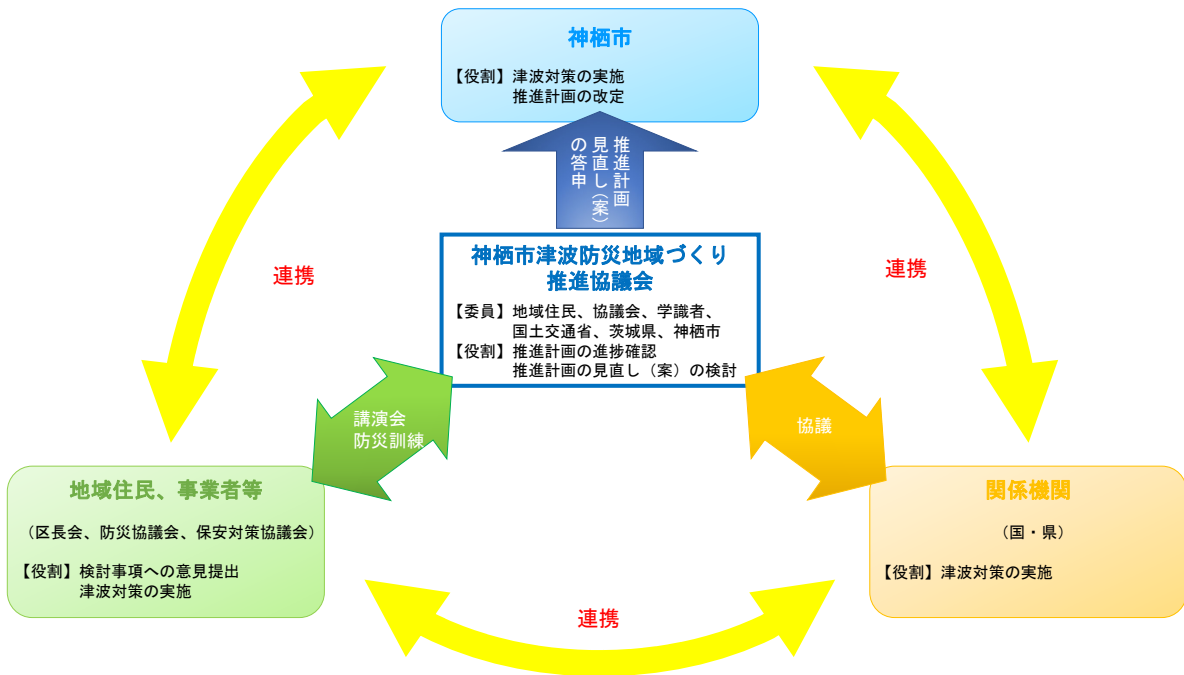


図 7-1 推進計画実現に向けた推進体制

第3節. 計画の見直しと更新

本計画は、本市における津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本方針や施策等について、体系的に取りまとめたものであり、事業・事務の進捗状況やまちづくり、土地利用の動向などに応じて定期的に見直す必要があります。また、本計画の検討に参考とした地震・津波被害想定や関連計画の更新、津波災害警戒区域の指定等、新たな展開がある際にも適宜見直しを図るものとします。

【計画の見直しタイミング】

- ①事業・事務の進捗状況やまちづくり・土地利用の動向に大きな変化があった場合
- ②関連計画の見直しが実施され、津波防災地域づくりの方針が大きく変わった場合
- ③県の津波浸水想定の見直しおよび津波災害警戒区域の指定がなされた場合
- ④その他、津波防災地域づくりに係る新たな展開が起きた場合

また、上記の見直しタイミングだけでなく、策定してから5年後（令和8年度）を目途に計画全体の見直しを図るものとします。

今後は市民に対して本計画の周知を行いながら、基本方針の「津波から人命と産業を守り、誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち かみす」の実現に向けて取組を推進していきます。

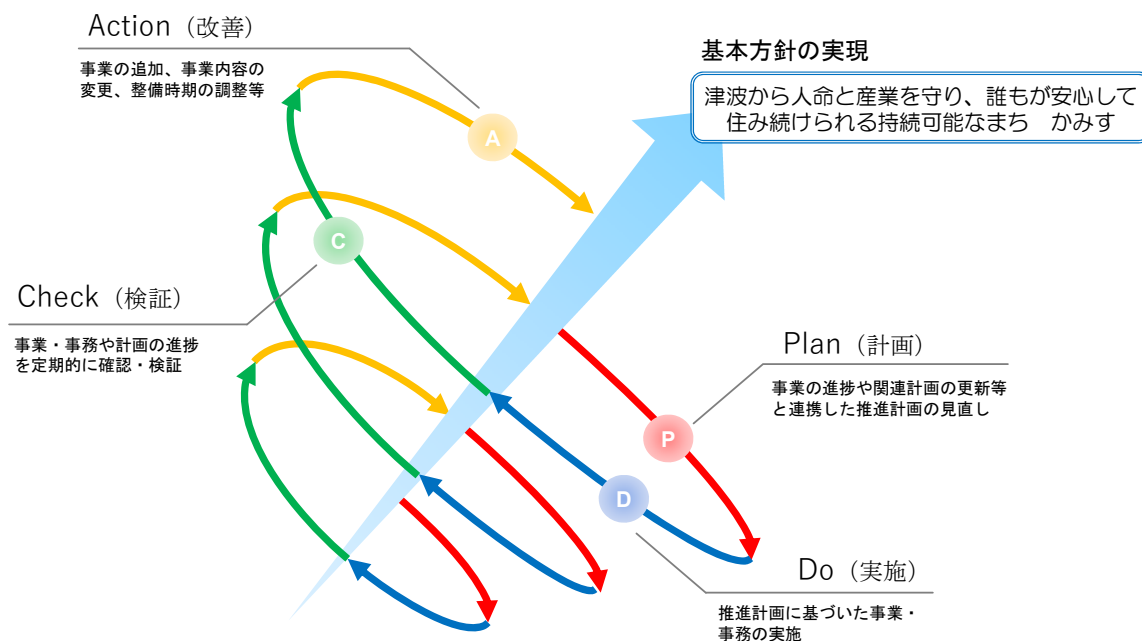


図 7-2 PDCA サイクルによる推進計画実現のイメージ

参考資料

神栖市津波防災地域づくり推進協議会設置規則

令和2年9月24日
神栖市規則第83号

(趣旨)

第1条 この規則は、神栖市附属機関に関する条例（昭和47年神栖町条例第42号）第3条の規定に基づき、神栖市津波防災地域づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第1項に規定する推進計画（以下「推進計画」という。）の作成のための協議に関する事項
- (2) 推進計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、津波防災地域づくりに関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 推進計画に基づく事業の実施主体となる関係機関の職員
- (2) 一般市民（防災士（特定非営利活動法人日本防災士機構に認められた者をいう。）の資格を有する者に限る。）
- (3) 津波浸水想定区域内に属する地域の行政区の長
- (4) 学識経験者
- (5) 国及び県職員
- (6) 市職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱され、又は任命された者が、その身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、防災担当課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この規則は、公布の日から施行する。

検討体制と経緯

本計画の検討にあたっては、令和2年（2020年）11月に学識者、コンビナート関係者、市民代表、国・県の関係機関及び庁内関係部局から構成される「神栖市津波防災地域づくり推進協議会」を設置し、下図に示した経緯で検討しました。

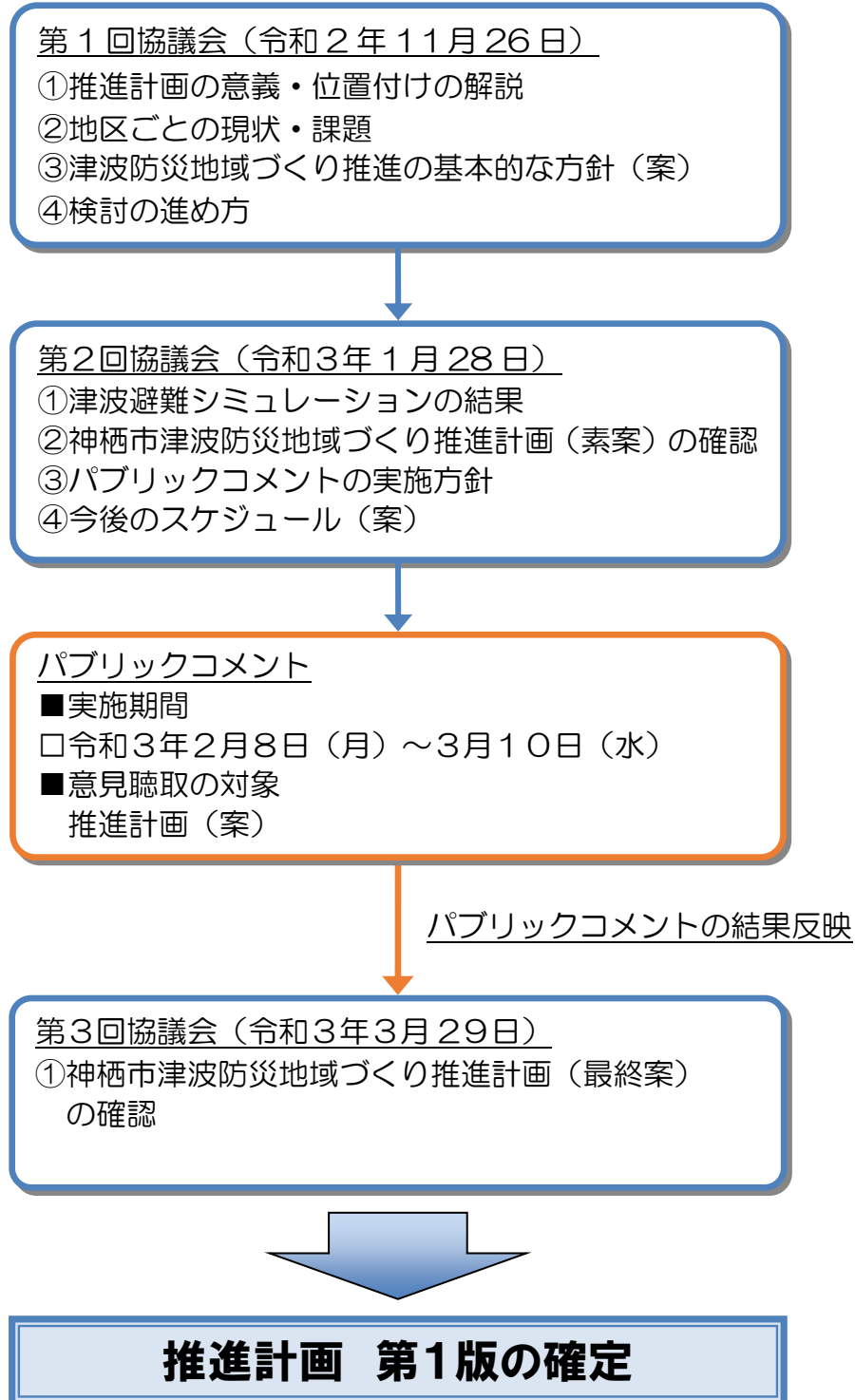


図 推進計画の検討経緯